

第二節 農業恐慌と農村の経済更生

農業恐慌と 既に述べたように、一九二〇年代において米価低落傾向が続き農村部の経済状況は好調とは
出石地域 いえなかったが、世界恐慌の影響が一九三〇年(昭和五)初頭に日本に及んでくると、各種農

産物価格が暴落し、とくに生糸の対アメリカ輸出が激減したため繭価は大きく下落し農業恐慌となった。不況のため兼業の機会も少なくなつたうえ都市の失業者が帰農したので、東北地方を中心に農家の困窮は著しく、養蚕地帯である但馬の農村も大きな打撃を受けた。しかも、一九二〇年代以降硫酸などの化学肥料の使用が本格化した、その価格は大資本の操作するところであり、恐慌になつても農産物価格の下落ほどには下ならず、恐慌の影響が農村にしわ寄せされる形となつた。

出石郡の主要農産物である米と繭及び蚕種の総価額で出石地域の農業恐慌の状況を推定すると、米は第一次大戦中の好況の余波の残っている一九一九年(大正八)の一六三万円に対し一九三二年(昭和六)には五九万円と三六パーセント程度に大暴落し、一九三〇年代後半から恐慌前の水準にようやく回復するが、一九一九年の価額に達するのは一九三九年(昭和一四)以降である。また、繭及び蚕種は一九一九年の八九万円に対し一九三四年(昭和九)には二五万円と二八パーセント程度に大暴落し、一九三九年になつてようやく恐慌前の水

表 75 出石郡の米・繭の総価額

項目 年	米	繭・蚕種
	円	円
1927年 (昭和2)	1,003,343	580,223
1928	1,009,444	585,034
1929	1,013,096	805,234
1930	666,985	416,127
1931	587,391	350,402
1932	未詳	未詳
1933	979,827	621,819
1934	670,232	247,529
1935	1,159,256	406,250
1936	1,256,771	383,903
1937	1,291,320	472,810
1938	1,399,430	409,903
1939	1,984,332	867,493
1940	1,911,374	876,273

備考 数字は、各年『兵庫県統計書』による。

○年代後半に入ってから米価の上昇にともないようやく回復のきざしをみせるが、恐慌から脱脚したといえるのは一九三九年になってからである。全国的にも農村部が農業恐慌から回復するのは一九三七・三八年(昭和一三・一四)ごろであり、養蚕地帯の出石地域はそれより一〜二年回復が遅れるが、ほぼ全国的傾向を示しているといえる。

小作争議と目 一九二〇年代の農村は、米価低落傾向のなかで地主作農創設事業 層も農業所得が悪化しており、大正デモクラシー思潮が農村部に浸透するにつれて小作人層の権利意識も高まり、農村部の政治・社会秩序も不安定になりつつあった。

出石地域においては小作争議にまで至らないにしても、収穫高の評

準に回復することが分かる(表75参照)。なお、一九三四年の不振は九月二日関西地方に大暴風雨をもたらし死者二五〇〇人を出した室戸台風の被害のためである。すなわち、出石地域において農業恐慌の状況は一九三〇年代前半に極めて深刻であり、一九三



写真 201 室戸台風により大橋流失



写真 202 袴狭耕地（現在）

価をめぐり地主と小作人が対立することは毎年のようにあった。当時の小作農の生活は極めて厳しかったからである。

旧小坂村福居の箱山勝によると、当時一反当たりの収穫は七俵もあればいいほうで四〜五俵が普通であり、小作人はそのうち三俵（二石二斗）ぐらいを小作料として地主に納めていたという。

また、旧神美村袴狭の瀬藤博・加藤武・山本増雄・松本伊右衛門によると、当時の袴狭では一反当たり普通三〜四俵ぐらい、いいところで六俵もとれぬぐらいの収穫高であり、小作料は約半分程度であったという。

そのため小作人は、秋の収穫を終え小作料の米を地主に差し出すと正月まで残った米を食べられたらいいほうという生活状況であった。一般に、小作人が地主から田畑を借りて耕作するということは、地主から小作人への恩恵であるという考え方が強い当時であったが、風水害・早魃・虫害などで収量が平年より少なくなると、交渉委員を選任して小作料を減らしてもらおうよう地主と交渉した（当時「免切」という）。袴狭では米騒動（一九一八年（大正七）前後に、いわゆる七三騒動という袴狭の地主と小作人の大きな対立が生じた。袴狭の小作人は、口小野にもかなりの小作地を借り出作していたので、争議がこじれ袴狭の田の小作が一年ぐらいできなくなっても出作地の口小野の田を分け合って耕作し、なんとか生活していこうと話合っていたという。この争議の結末は今のところ明



写真 203 中山麟治住居跡（鳥居区）

確に分からないが、小作料の減額は達成されたようである。

昭和恐慌の時期と推定されるが、室埴村和屋で大地主中山麟治と小作人が約七町歩の小作米をめぐって対立し、和屋の小作人側の柴次甚太郎が先頭にたち争った。その結果、姫路支部裁判所で調停が行なわれ、約四〇石の小作料のうち二石を減免するという地主側に比較的有利な決定がなされた。一九三一年（昭和六）度の小作料についてはあらかじめ視察した後に協定を行なうという。和屋の耕地はほとんど中山の所有で、中山が小坂村鳥居に米蔵をもつ村外地主であったことが和屋の小作人層の団結を生んだのであろう（『社会運動通信』一九三一年九月一日付、足立美好談）。

更に時期は下がるが、「（出石郡内では）本年は変態的の気候で夏季の早歎、厄日後の冷気続きで鎌入れ不足を訴へたが、それでも平年作より稍増収と見込んでみたところ、米には死米や青米が多く、早くも年貢の減額を要求してゐる向もある」（『但馬人』第三号 一九三二年〔昭和七〕一月三〇日）と、出石郡内の地主—小作間の対立を予想させる記事も確認される。

政府は、米騒動以降全国的に小作争議が拡大することへの一つの対策として、一九二六年（大正一五）五月二一日自作農創設維持補助規則を公布した。これは簡易生命保険積立金を財源として、農商務省が道府県当局を介して市町村当局・産業組合を通じ、小作農民に農地購入の資金を貸し付け自作農を創設しようとする規則である。利率は四・八パーセント（内一・三パーセント利子補給）で、償還は一年据え置かれ二四年間で返

済するものであった。兵庫県ではこの貸し付けを新規に受ける町村が一九二六年度九七、二七年度九、二八年度二六、二九年度一二、三〇年度五、三一年度二、三二年度一六などと増加していき、一九三八年(昭和一二)までに一九二町村が延べ八五一回の貸し付けを受けた。

小坂村においては、一九二八年(昭和三)四月二〇日に小坂村長代理助役太田彦兵衛が、村会に自作農創設維持の目的で小作農に貸し付ける六万円を村が県から借りる議案を提出し可決された。

太田はその理由として、①「現時農業生産品ノ低廉ニ反シ生産費ハ却テ向上スルカ如キ状態ニテ、吾村ノ如キ純農村ニ於テハ到底収支償ワサルヲ以テ、偶々地主ニ於テ土地ノ売却ヲ為サムトスルモ之ヲ望ム者ナキハ自然ノ勢ニシテ」と、米価など穀物価格の低落傾向や化学肥料の消費などにより農業経営が困難になりつつあることを述べ、②「従テ止ヲ不_レ得其土地ハ固定スルカ又ハ他村民ノ所有ニ帰スルカ如キ状態ニシテ之ヲ等閑ニ付セムカ倍々吾村ハ疲弊スルノミナラス」、「思想上或ハ幾分悪化的小作争議等ヲ讓シ地主小作者ノ協調ヲ破ルカ如キ事アランカ、唯ニ吾村ノミノ不利益ナラズ社会ニ於ケル由々敷問題ヲ惹起スル虞ナシトセス」と、小坂村の地主・自作農の衰退と村外地主の土地が増加することで小作争議が起きやすくなり、地主小作関係が悪化し、小坂村の疲弊のみならず社会問題にもなりかねないことをあげ、この状況を打開し「健全ナル然モ円満ナル農村タラシメントスル」には、小作農を自作農にしていくほかに方法がないとした。

この資金六万円の利子は三・五パーセント(一・三パーセントの政府補助を除く)で、一九二九年(昭和四)度から一九五二年(昭和二七)度まで二四年間毎年三七三六円三七銭ずつ償還する計画であった。

次いで五月二九日の村会で、小坂村自作農創設維持資金貸付規程及び自作農奨励調査委員会規程が可決さ

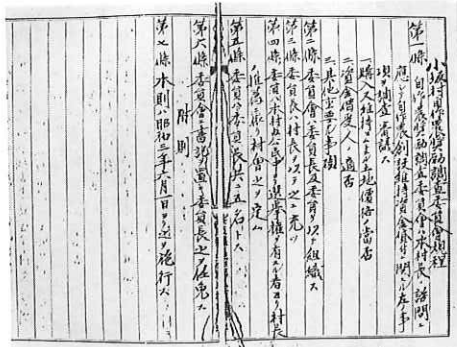


写真 204 小坂村自作農奨励調査委員会規程
(『小坂村諸規程級』より)

れた。その主な内容は、①資金の貸し付けを受ける条件は、自作田畑となすべき土地の購入や村長において適当と認める自作田畑の維持に限られること、②購入又は維持しようとする土地の価格は四〇〇〇円を越えないこと、③購入する土地が小作地である場合は、借り受け人がその土地を耕作していることが条件であるが、その土地の小作人の同意を得たときは小作している当人でない場合も購入できること、④村長を委員長とする五名の小坂村自作農奨励調査委員会、村長の諮問に応じ資金貸し付けに關し購入または維持しようとする土地の価格の当否や資金借り受け人の適否を審議することなどである。ここであげられている土地の購入維持の限度価格四〇〇

〇円は、一九二八年(昭和三)のこの地域の土地価格で約一町歩(一〇反)分に当たる。自作農創設事業は、一町歩までの中堅農民を育成することを目的としていたといえる。

自作農創設
事業の展開

小坂村では、六万円の政府資金を借用する計画で自作農創設事業が発足したが、「其筋ノ査定」で借用額は一万二〇〇〇〇円に削減された。それでも一九三八年(昭和一三)までに六万六

〇〇円の借り入れ総額分の事業が行なわれ、田畑合わせて約一四・二町の自作地が創設されている(表76参照)。

『兵庫県統計書』によると、一九三八年現在の小坂村の全耕地面積が三九二・二町(内小作地二一六・七町)

なので、創設地は全耕地面積の三・六パーセント、小作地の六・六パーセントに当たり必ずしも割合は高く

第6章 昭和前期の出石

表 76 小坂村の自作農創設維持事業

貸付先	貸付年度及び貸付回数	貸付年月	貸付金額	転貸人員	創設土地		維持土地		合計
					反歩	反歩	反歩	反歩	
小坂村	(昭和3) 1928年度 第7回	1929年3月	12,000	25	田畑	25.524 2.909	—	田畑	25.524 2.909
同	1929年度 第8回	1930年3月	9,000	19	田畑	22.128	—	田畑	22.128
同	1930年度 第9回	1931年3月	11,000	23	田畑	25.104 0.201	—	田畑	25.104 0.201
同	1931年度 第10回	1932年3月	5,000	7	田畑	12.503 1.019	—	田畑	12.503 1.019
同	1932年度 第11回	1933年4月	4,900	10	田畑	10.607 0.119	田畑 3.719 0.219	田畑	14.326 0.408
同	1933年度 第13回	1934年5月	7,200	14	田畑	13.314 1.728	田畑 6.608	田畑	19.922 1.728
同	1935年度 第15回	1936年3月	5,000	12	田畑	13.929 0.603	—	田畑	13.929 0.603
同	1937年度 第18回	1938年3月	6,000	9	田畑	8.100 3.517	—	田畑	8.100 3.517
計	—	—	60,100	119	田畑	131.419 10.306	田畑 10.327 0.219	田畑	141.816 10.525

備考 出典は、兵庫県経済部『自作農創設維持事業概要』(1940年3月)による。

ない。

しかし、表76にあるように創設・維持も含めて一九九人もの農民がこの資金を利用してることが注目される。一九三八年現在小坂村の農家戸数は三六七(内自作八五・小作一六七・自作兼小作一一五)であり、自作兼小作も含め小作農の半数近くが資金の貸し付けを受けていることになる。

たとえば小坂村福居部落の場合、四〇戸のうち地主四戸・自作農四戸・小作農三二戸であり、小作農のほとんどは各々少しずつ自作農創設維持資金を借用したという。既に述べたように、当時一反当たりの収量は七俵もあればいいほうで四〜五俵ぐらいが普通であり、小作人はそのうち三俵(一石二斗)程度を小作料として地主に納め、しかも米価の安い時期と重なり副業と合わせてかろうじて生活をしてきたために、自作

第2節 農業恐慌と農村の経済更生

表 77 室埴村の自作農創設維持事業

貸付先	貸付年度及び貸付回数	貸付年月	貸付額	転貸人員	創設土地反別	維持土地反別	合計
室埴村	(昭和4) 1929年度第8回	1930年3月	9,000	22	田畑 22.416 0.426	反歩 22.416 0.426	反歩 22.416 0.426
同	1930年度第9回	1931年3月	12,000	28	田畑 29.503 2.000 宅地 0.40417	—	田畑 29.503 2.000 宅地 0.40417
同	1931年度第10回	1932年3月	19,000	30	田畑 42.200 1.118 宅地 0.40844	—	田畑 42.200 1.118 宅地 0.40844
同	1932年度第11回	1933年4月	30,900	42	田畑 43.815 1.909	田畑 31.226 2.028	田畑 75.111 4.007
同	1933年度第13回	1934年4月	34,500	49	田畑 97.513 7.926	田畑 1.500	田畑 99.013 7.926
同	1934年度第14回	1935年3月	12,500	24	田畑 30.315 1.525 宅地 0.302	田畑 3.016	田畑 33.401 1.525 宅地 0.302
計	—	—	117,900	195	田畑 265.902 15.114 宅地 1.1461	田畑 35.812 2.028	田畑 301.714 17.212 宅地 1.1461

備考 1. 出典は、兵庫県経済部『自作農創設維持事業概要』(1940年3月)による。
2. 1938年「室埴村事務報告」にも類似した数字が確認できる。

農創設維持資金を借りた者はわずかの額の返済にも苦しんだらしい。したがって資金貸し付けの判断をする小坂村自作農奨励調査委員会は、小作農民の希望をまとめた上で貸し付けの計画をたて、特定の人にとめて四〇〇〇〇円の限度に近い多額の金を貸すのでなく、なるべく多くの農民に貸し返済をしやすくしたという(箱山勝談)。

室埴村では小坂村より約一年遅い一九二九年(昭和四)五月一五日、室埴村長福富太郎左衛門が六万円の資金を県から借用して自作農創設維持のために使用し、一九三〇年度から一九三三年(昭和二八)度までの二四年間で返済する議案を提出し可決された。室埴村の場合も、第一回の借用額が六万円から九〇〇〇〇円に削減された。資金貸付規程は小坂村と同様である。

室埴村の自作農創設維持資金借用額は、一九

第6章 昭和前期の出石

表 78 自作農創設維持事業が実施された村の小作地の比率

項目 町村	耕地総面積	小作地 (小作地の比率)	農家1戸当たりの 農林産物価格
出石町	町 139.3	町 106.0 (76.1%)	円 741.8
●室埴村	517.0	218.0 (42.2%)	599.2
●小坂村	393.7	217.5 (55.2%)	572.1
神美村	740.7	474.8 (64.1%)	600.4
出石郡	3,206.9	1,821.1 (56.8%)	596.6

備考 1. 数字は、1928年『兵庫県統計書』による。
 2. 出石郡は上記4町村の他に、合橋村・高橋村・資母村からなっている。
 3. ●印は自作農創設維持事業の行なわれた村。

二九年度から一九三四年(昭和九)度までに一一万七九〇〇円、自作農創設土地面積は田畑合わせ約二八・一町であり、小坂村の約二倍にも達する。一九三八年(昭和一三)の『兵庫県統計書』によると、室埴村の総耕地面積は四四四・一町歩、自作地二六七・七町歩、小作地二一六・七町歩であるので、室埴村の自作創設地は全耕地面積の六・三パーセント、小作地の一三・〇パーセントとなり小坂村の場合より比率が高い。

このように室埴村では、小坂村以上に積極的に自作農創設維持事業が行なわれたが、農業恐慌下の資金返還は小坂村同様に苦しかった。たとえば、室埴村和屋の耕地はほとんど村外地主である中山麟治(小坂村鳥

居)の所有地であり、和屋は室埴村でも最も経済的に苦しい地域の一つであったが、地主側の経済事情によって農地を売りがあっており、和屋においては自創事業が始まるとほとんどの農民が資金を借り事業に参加した。ここでは一反あたり三俵程度の収穫しかないことが普通で、小作料として二俵ぐらい払っており、当初の自創事業の借金返還は極めて苦しかった(足立美好蔵)。

小坂・室埴両村いづれにしても創設された自作地は小作地の一〇パーセント前後で第二次大戦後の農地改革と比べれば不徹底であるが、自作農創設維持事業は、全国的に小作争議が増加しかつ米価が低落するなかで、地主

経営が行き詰まっていくことに対応した新しい農政の展開として注目すべきである。

出石地域で自作農創設維持事業が実行された二村と他の町村を比較すると、実施された室埴・小坂の二村は出石町や神美村と比べて小作地の比率が低いことがむしろ注目される。

出石町は純農村地帯ではなく、また農家一戸当たりの農林産物価格が最も高くなっていたことや、神美村は平尾源太夫を頂点とする強固な地主制が展開していたことを考慮すると、出石地域における自作農創設維持事業は、純農村地帯でありながら地主制がやや弱く村内秩序が不安定になりがちなどところで、小作人に土地を所有させ少しでも中堅農民へと近づけるように育成し農村秩序の安定化を図っていくとする事業であったといえる。小坂村よりも小作地率の低い室埴村で、この事業がより積極的に行なわれた理由の一つも右の脈絡で理解できる。

小坂村の村内 小坂村は、出石川を挟んで右岸（川沿い）と左岸（山側）に二分されており、従来から治水な調和への努力 などをめぐり何か問題が生じると両者で対立する傾向が続いていた。一九二〇年代以降農村

部の経済不振が続くなかで、その対応のため挙村一致がより求められ、両者の調和への努力もこれまで以上に必要とされた。

まず、一九二六年（大正一五）春に右岸の福居・伊豆両部落と左岸の片間・三木・大谷・丸谷・中谷・森井・尾崎・鳥居の八部落の対立が生じた。この原因は、兵庫県において福居・伊豆両部落の県道兼堤防の幅員拡張を計画したところ、両部落は賛成し県計画の促進を図ろうとしたが、左岸の八部落は円山川関係の治水事業が進められつつある今日、一部分のみの起工は全体の治水事業に支障を来たすとして現状維持を主張し工

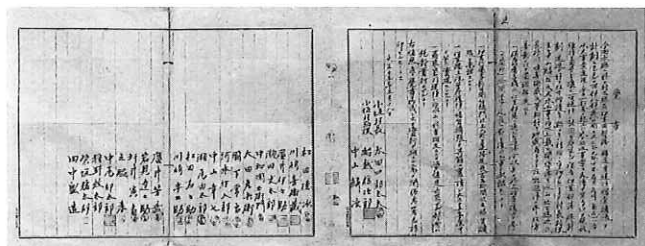


写真 205 治水に関する覚書（『小坂村往復文書綴』より）

事に反対したからである。これは、伊豆・福居の堤防が強化されると左岸に水害の脅威が増大することが関係している。

双方の対立に対し、「斯クテハ村治ノ平和ヲ欠ク」として、太田四郎太夫村長・船越信次郎助役・中山麟

治（地主）と工事に治水上最も関係の薄い水上の松田徳次・長砂の川崎喜衛蔵らが仲裁者として調停し、以下の条件で解決した。

- ① 福居所属橋詰から伊豆部落に通ずる道路分岐点において（暗渠復旧を要する箇所、一〇間（約一八・一八メートル）以内の延長に対し復旧工事を承諾すること、
- ② 伊豆所屬字新田関切樋門以上において道路延長一五〇間（約二七二・七メートル）以内幅員拡張を承諾すること、③ 伊豆橋上流西岸堤防の幅員拡張を県に稟請し、一九二六年（大正一五）度中に必ず実現させること、④ 今後、出石川堤防は治水上の利害が両者の間で相反するので、協定のできない部分は絶対に実行しないこと。

こうして、小坂村内堤防治水上に關係する工事は村長・助役・土木常設委員において認定した箇所・工法でなければ県・村共に施行しない事を申し合わせた。

しかし、一九二七年（昭和二）春になると、従来紛争が生じていた箇所である福居字土手の内において県の工事が完成したため、治水の利害をめぐり各地区



写真 206 治水に関する申合規約（『小坂村往復文書綴』より）

（天字）ごとの運動が再び起こり村内の「平和ヲ欠クノ状態」になった。そのた
 め一九二七年五月一八日、小坂村長・小坂村助役・各村会議員・大谷惣代・伊
 豆惣代の間で、一九二六年春の覚書どおり小坂村内治水水に関係する土木工事
 は村長・助役・土木常設委員に一任する「申合規約」が確認された（「覚書」一
 九二六年三月一八日、「申合規約」一九二七年五月一八日）。

小坂村では、一九三〇年（昭和五）初頭にも議員と各地区惣代臨時委員の協議
 が開かれた。課題は財源難のなかで小坂村の重要案件である円山川治水工事に
 関し、出石川の小坂村所属左岸堤防幅員拡張案と、村道嶋―森井線の県道移管
 案のどちらを優先させて取り組むかということであった。

出石川右岸は堤防が県道を兼ね比較的丈夫な堤防となっており、当時治水の
 面で左岸堤防の強化が焦眉しやうびの課題であった。嶋―森井線（小坂橋経由）の県道移
 管問題は、同じく右岸と左岸を結ぶ出石―村岡線（鳥居橋経由）が一九一九年（大
 正八）に県道となっており、それとの対抗上嶋や森井地区の住民らが望んだも
 のであった（箱山勝談）。

協議の結果、次のように左岸の築堤を優先する内容の決議が決まった。①小坂村所属出石川左岸堤防は治
 水均衡上、村平和上、堤防維持上右岸と同幅の築堤を施工する必要があり、一九二九年（昭和四）二月二六日
 村会議決の左岸鳥居所属川クゴより中筋村中山に至る堤防工事の潰地買収費として、一五〇〇円を一九三〇

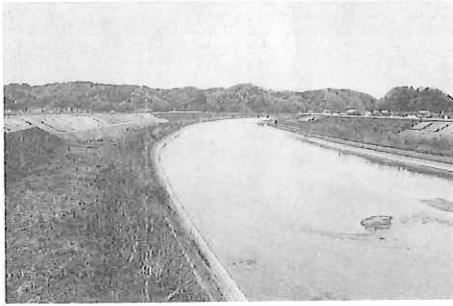


写真 207 伊豆一福居の左岸・右岸（現在）

年度より三年の間に村一般会計より支出すること、②村道嶋―森井線県道移管案は、治水工事の進行に鑑み治水工事に支障を来たさない時期をみて実現を期すること、③小坂村所属の鳥居橋の上流出石町に達する間の起工方法は、一九二九年二月二六日の村会議決に基づき右岸の水上・長砂両部落人家の安全を期し得る様に左岸改修を行ない、出石―豊岡線県道は右岸堤防を用いる様に努めること（議員惣代臨時委員決議書）一九三〇年〔昭和五〕一月一〇日）。

③の内容である水上・長砂両部落の安全とは、当時出石川右岸の川原町（出石町）と水上（小坂村）の間は松曝といわれ松の木が多く茂っている所で、洪水の際に度々決潰しており、左岸の堤防が強化されるにともない、水害の可能性がより増すことを警戒したのである（箱山談）。

こうした出石川のうち小坂村内左岸の築堤工事をまず実施してほしいという小坂村内一致の要望もあり、一九三一年（昭和六）八月小坂村伊豆一福居左岸の築堤工事が始まり、一九三六年（昭和一一）六月までかかって四万五三七六円の工費で一五四メートルの工事が完成した。

左岸の工事が始まると、右岸の改修工事の着工を求める声も小坂村内で高まってきた。右岸工事竣工の恩恵は、小坂村のみならず下流の新田村・三江村の治水防止にも及ぶので、三か村長は治水組合事務所（城崎郡役所跡）に会合し、下流の工事を後回しにしてその地域の竣成を急いでもらいたい事の決議をなし、円山川改修事務所に陳情した。そのため治水事務所

の荻原技師は実地視察と研究のために現地を視察した(『但馬人』第一七号 一九三三年〔昭和七〕六月三〇日)。
出石川右岸の小坂村伊豆―福居の築堤工事も一九三二年七月に始まり、一九三六年(昭和一一)九月までに
工費二万三五六六円で一四八七・一メートルの工事が完成した。

そのすぐ上流に当たる小坂村福居―嶋―神美村宮内右岸の工事は一九三二年二月に着工されており、一九
三七年(昭和一二)五月までかかって二〇九八・九メートルの堤防が一万七八三九円の費用で完成した。

出石川左岸工事のときに問題となった、川原町(出石町)と水上(小坂村)の右岸の松嶽を含む小坂村長砂―出
石町弘原―馬場―小人―室埴村鍛冶屋左右岸の工事も、一九三四年(昭和九)四月に始まり、一九三七年一二
月までかけ四八七五・一メートルを八万六五〇〇円で竣工した。

その後、円山川改修工事は一九三八年(昭和一二)一月の出石川筋の堤防手入れをもって直轄工事を終える
が、工事の進行順序をめぐる町村内の住民が大きな対立を起すことはなかった。

このような治水問題での村内調和への努力にもかかわらず、小坂村では一九三二年(昭和七)七月一日に
中和岡右衛門村長(三木部落)が辞任して後一年以上も村長が決ま
らず、県から岩城俊雄が村長職務管掌として派遣され、その後も
村外出身者である彼が正式な村長として一九三三年(昭和八)八月
一二日から一九四〇年(昭和一五)三月七日まで村政を担当すると
いう異常事態が生じた(箱山談)。

当時県の吏員として出石郡の経済更生の事業に関係していた旧



写真 208 岩城俊雄小坂村長

神美村出身の瀬藤博によると、この原因は小坂村の産業組合（小坂信用販賣購買利用組合）が農業恐慌の深刻化するなかで、村内の農民などに貸し付けた金が回収困難な不良貸し付けとなり、小坂信用販賣購買利用組合の再建という大きな問題が生じたことにあった。このため村内の人物の中には村長になろうとする希望者がなく、県会議員山口九郎（朝来郡、一九三四年〔昭和九〕一月〜一九三五年一月、一九三七年〔昭和一二〕一月〜一九三八年一月）などの間に県会議長の親戚であり、県吏員として県とのパイプの太い岩城俊雄が村長に選ばれたのだという。

大耕地整理 神美村では宮内・坪井耕地整理組合がつけられ、一九一〇年（明治四三）九月から一九一四年（大正三）にかけて、神美村宮内・坪井、小坂村水上と出石町の一部を含め三か町村にまたがる耕地整理が実施され、一三六・六町の完成耕地をみるにいたった。続いて鉢山地区において、一九一四年ごろ耕地の根本的改良を行なおうとする計画がたてられたが、排水計画について新田村と協調できなかったため挫折した（『校補但馬考』・『神美村誌』）。

既に述べたように、神美村長平尾源太夫は一九二四年（大正一三）の村長辞任に当たり、神美村の将来にわたる農業改善構想の重要な柱として耕地整理の施行をあげ、村内にも耕地整理を求める声が高まりつつあると判断していた（第四章第二節）。

一九二〇年代後半（昭和）に入り、円山川改修工事が具体的に進展すると耕地整理施行への期待が高まった。鉢山地区において、新田村と提携して六方平野全域の大耕地整理事業を実施する計画をたて、一九二七年（昭和二）初頭にほぼ計画ができたが、新田村が用水源を今森付近の円山川に求めて機械揚水を利用する方法

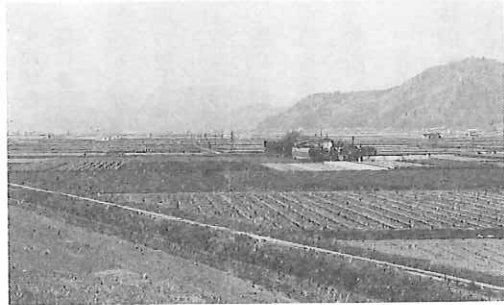


写真 209 六方平野(現在)

を新たに提案してきたため、議がまとまらず分離して単独に施行することになった。そして、一九三二年(昭和六)倉見・上鉢山・下鉢山・長谷・安良の一部・伊豆と駄坂の些細部を区域とする鉢山耕地整理組合(組合長平尾源太夫)が創設され、一九三二年(昭和七)一月から一九三六年(昭和一一)五月まで耕地整理が実施されて一九・八町の完成耕地をみた。

また、一九三二年一月一七日安良耕地整理組合(組合長平尾源太夫)の設立總會が開かれた。この組合は安良地区における耕地の排水が悪く耕道も不備で、農業用水が年々水害か不足かの状態で頗る不安定な需給状態であったのを改善しようとして設立された。一九三三年(昭和八)五月までに二・〇町の完成耕地をみ、すべて二毛作田に転換して地力は飛躍的に向上した。

神美・小坂耕地整理組合(組合長平尾源太夫)も一九三三年一二月から一九三六年六月にかけて耕地整理を実施し、九四・二町の完成耕地を得た。これは、神美村の田多地・安良、小坂村の嶋・伊豆・福居の五地区にまたがる区域を施行対象としているが、この地区は確たる水利のある水源がなく、植え付け用水も灌漑用水も共に不足しがちであって早害の被害を受けやすい反面、約四〇パーセントの水田は湿田であり排水が極めて悪かった。しかも、完全な道路がなく耕作上の不便が甚だしかった。そこで一九三二年(昭和七)組合設立を企て、用水源として見性寺井堰組合に加入し、保安寺井堰を設けて水を導入すると共に、小野川の堰及

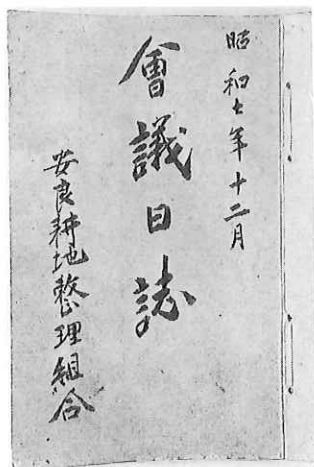


写真 210 安良耕地整理組合の『会議日誌』
(中西丈夫氏蔵)

び新田堰からも一部通水して水利の便を図る一方で、湿地帯には排水工事を行ない、二毛作田として土地生産力を向上させた。また、同時に通路網も整理した。

このほか日中戦争が全面化する以前において出石地域外では、一九三〇年(昭和五)から一九三三年(昭和八)までに三宅耕地整理組合(組合長平尾源太夫)により、三宅地区の耕地整理が実行され、三四・五町の完成耕地をみた(『神美村誌』)。

これらの耕地整理組合の内容を、史料が残っている安良耕地整理組合(中西丈夫氏所蔵文書)を例にみると、第一に組合は地主のみを構成員とした地主中心のものであり、とりわけ神美村の大地主であるのみならず安良地区一二・五町のうち七・三町(約五八パーセント)と過半数以上の土地を所有していた平尾源太夫の主導性は強かったと推定される。

耕地整理については、一九三二年七月二三日の地主会で用水試験の上で用水が充分なら設計することが決められ、一〇月二日の地主会で「該件〔耕地整理〕ハ各周圀ノ各部落モ既ニ完成シアルニ付テハ早晚施行スル止無キニ至ルナリ、依テ本年度ニ於テ各地主ハ執行スルニ決定ス」と実行が決まった。そして、一月一七日の地主総会では、組合長平尾源太夫、副組合長中西弥右衛門、評議員平尾学治郎・金子繁太郎・中西敬三郎・中西新太郎・西村寅太郎の役員を正式に決める



写真 211 『小作人別抜出』
(中西丈夫氏蔵)

などし、それを組合設立の総会とした。組合員は二二名である。

小作人は、耕地整理の相談にか関わる事ができず、耕地整理後の年貢変更について地主から各小作人に同意を求められたにすぎなかった(『安良耕地整理組合会議日誌』一九三二年〔昭和七〕二月)。

また、地主といっても平尾源太夫や平尾学治郎以外の安良の土地所有者は自作兼小作程度の者が多く、彼らの安良での所有地はほとんど〇・五町以下であり、耕地整理組合評議員である中西敬三郎・中西新太郎・西村寅太郎は平尾源太夫の小作人もしており、同じ評議員の金子繁太郎は平尾学治郎の小作人でもあった。最有力地主である平尾源太夫が、安良の耕地整理関係土地の半分以上を所有し自ら組合長になったことに加えて、右のことは平尾の主導性を保障したはずである(『組合設立ニ同意シタル土地所有者ノ総数並ニ其ノ所有スル土地ノ総地積及総貸賃価格』、『小作人別抜出』)。

平尾源太夫のもとで整理組合の中核として実務を担ったのは、地元安良の副組合長中西弥右衛門(安良での所有地〇・五町で二二人中第四位の所有高の自作農)であった(前掲史料及び中西丈夫談)。これは、平尾が地元の土地所有者の意向を反映させながらスムーズに耕地整理を実施しようとしたからであろう。

安良耕地整理組合の特色の第二は、資金の大半を占める起債を兵庫県の農工銀行に引き受けてもらうという形で集めたことである。農工銀行は、日清戦争後の一八九六年(明治二九)政府が農工銀行法・農工銀行補

助法を公布して、一八九八年(明治三一)の静岡農工銀行を第一号として一九〇〇年(明治三三)までに各府県に設立された銀行で、不動産抵当によって中小農民に資金を供給し殖産興業を推進することを任務としていた。安良耕地整理組合は、一九三二(昭和七)七月一二日当座の資金二〇〇〇円を神美信用販売購買利用組合から借り入れ、一九三三年一月一九日収入調定額五一七二円の八一・二パーセントに当たる四二〇〇〇円を起債の形で農工銀行豊岡支店より得ている(『安良耕地整理組合収入簿』一九三二年二月～一九三七年(昭和一二)八月)。

なお、同じ神美村でも口小野・袴狭地区の耕地整理の実施は太平洋戦争後の一九五二年(昭和二七)一一月から一九五五年(昭和三〇)三月と遅れた。この理由を袴狭の瀬藤博・加藤武・山本増雄らは、袴狭地区は平尾源太夫の所有地が少なく、神美村の中で平尾の影響力の弱い地域であり、戦前において神美・小坂耕地整理組合で田多地・嶋などの耕地整理をした際に、いずれは袴狭も、という空気もあった上に小作人層も耕地整理を望んでいたが、資金の関係で袴狭地区に土地をもつ地主が積極的でなく耕地整理は戦後に持ち越されたと証言している。

いずれにしても、戦前の神美村・小坂村における耕地整理の実施に関する平尾源太夫の指導力は極めて大きかったといえる。

部落農会

の奨励

一九二〇年代の農業不況と、世界恐慌の影響を受けた三〇年代の農業恐慌に対応する一つの重要な方法として考えられたのが、部落農会の設置による部落単位の農業活動の活発化であり、一九三〇年代に入り農村不況が深刻化すると共にその役割はより重視されるようになった。部落農会とは、各市町村レベルの農会の下に大字レベルでつくられた農会のことである。

兵庫農會で発行した一九三一年(昭和六)の『部落農會事績』(第十輯)は次のように農業の合理化を部落の共同体意識と結びつけ、農會など行政の意向を一般農民に徹底させる形で実施することを強調している。

「世の進展に歩調を合せて行く事が出来ないものは早晚其の劣敗者となるを免れない。凡ゆる方面に合理化の高唱される今日、農業者のみが之を他山の石として看過する事は出来ない筈である」、「農業及び農村生活の合理化を図る為には個人として極力改善を企図すべきは勿論であるが、茲に團結の力に依つて福利の増進に努める事は、更に一層効果的である。部落農會は此の意味を実現すべく生まれた農家の小団体である。部落農會は又町村農會の実行機関として最も実績を収め得る者である。何となれば農事の改良にしても生活の改善にしても、最も歩調を合せて実行を強ふる力のあるものは部落内の申合せであるからである。凡て部落農會活動の原動力となるものは一糸乱れぬ協同の精神であるが、幸なる哉、農村には伝統的に築き上げられた部落精神といふものがあり、會員團結の鞏固な鎧をなすものである」。

但馬地方における部落農會の普及率は兵庫県下でも高く、なかでも出石郡は農家戸数で九八パーセント、耕地面積で九六パーセントと極めて高い普及状況であった(表79参照)。また、平尾源太夫の居住地である神美村森尾の部落農會は、養父郡糸井村林垣・朝来郡竹田村奥などの部落農會と共に、一九三〇年(昭和五)度までに兵庫農會から選賞された九部落農會の一つに入っていた(『部落農會事績』第十輯)。既に述べたように平尾源太夫は若くして出石郡農會長・兵庫農會評議員などの農業団体の要職を歴任し、神美村長としても部落農會の充実を重視しており(第四章第二節)、耕地整理と同じく出石郡における部落農會の普及には平尾源太夫の力が大きく作用していたと推定される。

第6章 昭和前期の出石

神美村農会は、一九〇一年(明治三四)二月一六日に正式に設立され(会長・平尾源太夫、当時の会員は四八八人、耕地七三八町五段八畝四歩であった。農産物の品評会や米穀検査への協力のほか、一九一九年(大正八)度より農業専任技術員を設置して農業指導に当たったり、一九二一年(大正一〇)度から部落農会設立の活動を始めていた(『神美村農会沿革誌』宮内区有文書)。袴狭の瀬藤博・加藤武・山本増雄・松本伊右衛門によると、袴狭部落の中に幾つかの小組合があり、養蚕組合の活動が中心であったが、一九三〇年前後の不況で肥料の個人購入が困難になると、組合長が借金の請け判をしてまとめて肥料購入を行なったりもしたという。

これとの関連で、神美村内には農家副業関係の種々な組合がつくられていた。養蚕実行組合は、一九三一年(昭和六)一〇月二二日に設置され、一九三八年(昭和一三)二月法の改正によって部落養蚕実行組合に編成替えされた。牛については、一九〇六年(明治三九)一〇月出石郡に畜牛組合が設けられており、経済更生の見地から県費補助を得て堆肥舎・厩舎の改良増設をす

表 79 但馬地方における部落農会普及状況 (1931年〔昭和6〕現在)

郡市名	部落 農会数	農 家 戸 数			耕 地 面 積		加入歩合
		総 数	加入戸数	加入歩合	総 面 積	加入面積	
出石郡	97	戸 3,624	戸 3,584	% 98	町 2,947.0	町 2,824.3	% 96
城崎郡	117	8,775	4,460	51	7,867.5	3,669.6	47
養父郡	162	8,000	6,802	85	4,278.8	9,304.6	91
朝来郡	107	4,121	3,622	88	2,508.0	2,397.0	96
美方郡	134	6,132	5,872	96	3,886.0	3,654.1	94
県合計・平均	2,945	183,017	123,929	67.7	123,646.9	88,486.0	71.5

備考 数字は、兵庫県農会『部落農会事績』第10輯(1931年8月)による。

るほか、希望農家に産業組合から畜牛購入資金を貸し付けすると共に飼料の共同購入を行ない、奥小野字細見・宮内字奥山・森尾字阿牟加に放牧場を設けた。袴狭索緒帯^{さくおほりき}生産副業組合は、郡是^{ぐんぜ}製糸工場を納入工場として一八九七年(明治三〇)に創立されたものである。宮内・坪井製荏^{せいえん}組合は一九一〇年(明治四三)創立の組合である。一九三四年(昭和九)には養豚組合もつくりられている(『神美村誌』)。

一九二八年(昭和三)の「室埴村事務報告」は、室埴村においても農業経営の改善の色々な試みがなされていることを示している。

第一に、部落農会が奨励され成績優秀な部落農会に奨励金が交付された。また、鳥取県八頭郡の柿^{かき}栽培視察のため各部落農会長を派遣した。その他、村内の熱心な部落に付き一部落三名以上を集め、県立農事試験場但馬分場と朝来郡粟鹿村村上農場の視察を行なった。

第二に、村内篤農家有志その他により農事上の諸問題を討議研究し、臨席の農事試験場職員より講演を聴講する農事懇談会を開いた。

第三に、農蚕業の改良発達を図るため兵庫農林技手川見鉄雄を農業技術員として任用した。

第四に、養豚組合(自給肥料の生産増加を図るため福住に設置)、養鶏組合(卵の共同販売・飼料共同購入・飼育管理・種鶏の配布)、桑苗生産組合(育成の管理・生産検査・販売価格の協定販売^{あつせん}幹^{かん}旋)、木炭組合(県より講師の派遣を求めて講習会開催)などを奨励し県に助成金の申請をした。

第五に、県の農事改良施設設置奨励の方針に基づき各部落に種子貯蔵庫の建設を奨励し、百合・平田・福住の三部落に貯蔵庫を建築した。

第六に、共同団体精神の涵養かんようを助長するため県農会が奨励している農事共同作業を勧め、福住・百合部落が実施するようになった。また、産米の共同販売の斡旋をした。

これらの農業改善事業を末端の農民にまで浸透させるのが部落農会の役割である。室埴村では、室埴村農会の下に各一八部落ごとに部落農会があり、先に述べた川見鉄雄(兵庫県農林技手)らを中心に活動がなされた。部落農会は、農業関係全般を取り扱い米係・麦係・肥料の購入係というような担当の係りが数名決めてあり、部落農会長の招集で家に地区民が集まり、いろりを囲んで熱心に話し合いをした。村農会(県農林技手)―部落農会―農家の関係は上意下達の様相が強く、各部落農会で農民から出された意見が村農会に反映されるという形をとることはほとんどなかった(足立美好談)。

以下、出石地域の部落農会の活動の一例として最も活動的な一つであり、史料も残っている小坂村長砂部落農会をみていきたい。

小坂村長砂 小坂村長砂部落農会が一九三二年(昭和六)に出した『部落農会事業調書』(京都大学農林経済学

部落農会 教室蔵)によると、長砂地区は人口一六六人(男八六人・女八〇人)、戸数二八戸で全戸が農業

をしていた。うち自作農七・自作兼小作農二・小作兼自作農一五・小作農四で地主や地主兼自作は一戸もなく、この地区は中間層及びそれ以下の農民のみで構成されているといえる。農林業用の土地は、田二六・四町、畑一〇・〇町、山林九・二町、共有原野五〇・〇町であり、一戸平均の田畑は一・三町(田〇・九四町、畑〇・三六町)であった。農業では米と養蚕業を柱としていたが、表80にあるように農産物販売額では養蚕が米を上回っていた。

表 80 長砂の総収入
(1931年〔昭和6〕)

		円
農産物販売額	米	4,356
	産繭(養蚕)	6,663
	養蚕畜菜	1,081
	蔬柳	439
	杞	431
	農産加工	169
	山林収入	170
	その他	250
	年出稼	690
	季節出稼	220
その他の収入	臨時出稼	845
	報酬給料	556
	金利配当	630
	その他	500

備考 麦がないのは食料として自家で消費したためであろう。

長砂は明治中期ごろより水害が激しく、借金のため夜逃げする者が数戸に及ぶなど地区の衰退が甚だしかったので、一九〇六年(明治三九)農事改良組合を組織して共同で地区の発展を図ることにし、共同育苗地の設置・病虫害の防除などの稲作改良が目指された。また、養蚕組合を設立して蚕

業の改善を図ることもなかった。その後、一九二一年(大正一〇)三月部落農会を創設し(養蚕組合は部落農会養蚕部となる)、帝国農会―道府県農会―郡農会―市町村農会という系統農会と密接な連絡を保ち農業経営の改善を図ることになった。一九二六年(大正一五)には兵庫農会の共同作業指定部落となり、農会共同の実績がしだいに上がり部落農会の基礎は固まってきた。

一九三一年(昭和六)段階の長砂部落農会の組織は会長一名・幹事一名・部長五名・係員七〇名の大規模なもので(表81)、二八戸で老若男女合わせて一六六人という人口を考えると、おそらくは同一人物の兼務もあったのであろう。まさに、村民総動員の組織である。

長砂部落農会で実施したことは、第一に以下のような稲品種改良の共同作業である。

- ① 共同採種の実行(一九一九年〔大正八〕以来実施。村農会を経て県の奨励原種を受けて栽培し、長砂の土地に適合。その他を調査し適種は一般会員に普及する)。

- ② 共同育苗(一九〇五年〔明治三八〕以来共同育苗代の実行と改良を図ったが、苗代地は湿地で乾田とならずかつ低地の

ため育苗中浸水するなど予期の改良を實行することができなかったため、大正末年に苗代地を全部乾田に移し折衷式苗代を實行するようになった。

③ 共同灌排水（一九二二年〔大正一一〕以来実施。労力の節約と用水の有効利用のため、全耕地を五区に分ち二名の係員は各区の必要に応じ必要人員を集め作業を行なう）。

④ 共同田植（一九二六年〔大正一五〕以来実行。部落を三班に分け、各班に班長一名・苗係一名・植え付け係一名を決め、その他畦塗・代播等適当に配属し能率の増進を目指す作業で、班長は毎日従業員の作業日誌を記入し、総務と共に日々の作業計画をたてる）。

⑤ 共同糶摺（一九二四年〔大正一三〕以来実施。労力節減を図るため共同作業場を新設して石油発動機を購入し、毎年度糶摺・包装・精米などを実行。経費は糶摺石数に応じ賦課徴収する）。

⑥ 共同病虫害防除（一九二四年以来実施。稲のほか、桑園・杞柳・蔬菜・蚕病など）。

表 81 長砂部落農会の組織（1931年〔昭和6〕現在）

会 長																				
購買販売部 (部長一名)		畜産部 (部長一名)		養蚕部 (部長一名)		農事部 (部長一名)				総務部 (幹事一名)										
販	販	養	養	畜	蚕	副	動	灌	病	肥	田	育	採	視	共	納	統	社	庶	
売	売	鶏	豚	牛	種	業	力	排	虫	料	植	苗	種	察	同	税	計	会	務	
係	係	係	係	係	係	園	係	水	害	係	係	係	係	案	器	係	係	係	計	係
三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	六	七	二	三	三	三	五	二	二	二
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

⑦肥料配合粉砕（一九二四年以来実行。土地に適合する確実な肥料を安価に供給するため、共同作業場を利用して肥料の共同配合をする）。

⑧稲作経済調査（一九一九年〔大正八〕以来、毎年米の生産費を計算し経費労力の節減の参考にする）。

部落農会は第二に、以下のように養蚕業の改良を図った。①蚕種統一と共同購入、②季節養蚕教師を雇い入れ生繭の改良統一を図ること、③共同催青さきを実施し掃立期はた日の統一並びに労経費の節減を図ること、④稚蚕共同飼育、⑤稚蚕共同桑園の設置、⑥立木桑園の改良、⑦蚕室蚕具の共同購入並びに共同改良、⑧生繭の共同販売、⑨立木桑の共同剪定まえて、⑩秋蚕の改良、⑪養蚕の経済調査。

第三に一九二七年（昭和二）に長砂地区を三班に分け納税組合を設立し、各班に係員一名を設けて収納し期限内に納税が完納するようにした。

また第四に、米穀受検組合を設立し、米穀生産検査に備え産米が高く評価されるように試みた。

第五に、農作道の改築修理を部落農会の四か年の継続事業として行ない、延べ五三五人の人夫が奉仕し全延長九町余りの車道の修築ができた。

第六に、毎月一回以上の農談会や年二回以上の講話会・講演会を開催したり、また雑誌を購入し青年会に管理させて購読することなどの社会教育活動や、男女年二回の慰安会を開催した。

長砂部落農会のこのような活動が、農業恐慌に際して他の部落と比べてどの程度対応できたのかは史料上の制約で明らかにできないが、一九三〇年（昭和五）八月には財団法人富民協会から兵庫県を代表して表彰されておられ、少なくとも一定程度の成功を収めていたのであろう。



写真 212 但馬五郡の農会幹部集會を開催
 (『神戸新聞』1932年〔昭和7〕6月26日付)

農村經濟の 既に本節の冒頭で述べたように、農業恐慌の影響は養蚕地帯である出石郡において米価と繭
 自力更生 価が大暴落して極めて深刻であった。

齋藤実内閣は、農民の自力更生を基本として恐慌救済を図ろうとする農山漁村經濟更生運動の方針をたてて実施に移した。内容は、土地利用の合理化、生産費・経費の節減、生産物の販売の合理化、農業経営用品の共同購入など、農業の生産過程から流通過程に至る合理化と統制を、農村の日本的な共同精神を強調することにより行なうものであった。なお、既に述べた小坂村・室埴村の自作農創設維持事業や神美村・小坂村の大耕地整理の実施、部落農会の奨励などは農業恐慌以前から構想されたり行なわれていた政策であるが、

農業恐慌に直面し、農山漁村經濟更生運動の一環として従来よりも組織的に積極的に行なわれるようになったのである。

兵庫県農会では、一九三二年(昭和七)七月九日から一七日の間に県下七か所において緊急農村救済幹部大会を開催し、全国道府県農会長会議の決議を報告し、①農村救済に關し政府並びに県当局に要望すべき事項及びその実現方法に關する件、②農村自力更生促進に關する件について協議することにした。出石地域関係は、七月一六日豊岡小学校で城崎・出石・養父・朝来・美方の但馬五郡の農会幹部が集まることになっていた(『神戸新聞』一九三二年六月二六日付)。

この但馬の農会幹部大会には、全但の農会幹部約五〇〇名と、山脇延吉農会長・長島幹事・中谷技師及び来賓として友田・児島・正木の三県議も出席した。そこで、朝来郡農会長は郡農会の決議に基づき、農産品の価格調節、農村負債整理、満州国農業政策に対し生産限定、郷党選出代議士を帰郷させて農村救済問題に対する臨時県会や東京市において全国農民大会を開催することなどを主張した。美方郡農会長は同様に、自力更正の目標を定めること、負債整理、農村救済基金の造成、一二〇〇町歩の山林開墾を述べ、出石郡農会長は農村選出代議士に対し、道府県農会が代議士を召集して鞭撻むちすることを発言した。続いて城崎郡農会から農家生活用品の自給を図るため、農家が自家用酒の醸造並びに自家用煙草たばこの栽培を無料でできるよう政府に要望すること、電燈料及び電力料値下げの実現を期すことが出された。その後山協会長は、各地の大会と同様に宣言決議（内容未詳）を朗読し、参加者は万雷の拍手で承認した（『但馬人』第一八号 一九三二年七月三〇日）。

八月三〇日には、兵庫県社会教育課の手で経済の自力更生を主眼にした県民精神作興運動の要綱が出された。その内容は、①産業経済の更生（①産業計画の樹立、②経済の合理化、③消費経済の改善、④負債の整理）、②精神の作興（①敬神崇祖、②工夫研究、③勤儉力行）、③共同協力、④社会奉仕）、③実行強調事項（①町村是・家庭是の樹立、②産業計画・経営改善方案の制定、③予算生活の実行、④負債整理案の作成、⑤共同作業・共同経営、⑥余剩労力の活用、⑦一人一研究、⑧衣食住並びに社交儀礼の改善、⑨全村学校の実施）などである（『神戸

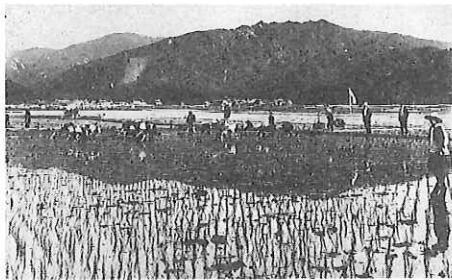


写真 213 宍粟部落農会共同田植えの風景 (昭和初期)

新聞』一九三三年〔昭和七〕八月三十一日。これらは、日露戦後の地方改良運動以来の勤儉力行や、部落共同体意識という精神主義を強調している点で従来からの運動と類似しているが、次にみるように、産業経済の更生の手段として産業組合の積極的な拡充が重要な柱として実施されていくことが新しい特色となった。

「産業組合の拡充計画が樹立され但馬各町村組合とも、本年度（一九三三年度）から組合主義を高唱し、組合員の自力更生に向って一路邁進する事となり、それ〴〵定款の変更を行って其の緒に就いた」と『但馬人』第二七号（一九三三年四月三〇日）は、但馬における産業組合拡充への姿勢を報じ、全但馬の産業組合を統轄する但馬部会の事業計画を左のように示した。

○理事協議会四月下旬各郡、○監事協議会七月上旬各郡、○組合経営懇談会八月下旬一五か所、○準市街路起成会六月中旬豊岡町、○経済講演会一〇月中旬日高町・和田山町、○法制研究会一〇月下旬城崎町、○視察四月下旬岐阜・和歌山県、一〇月上旬香川・愛媛県、○青年連盟五月上旬豊岡町、○実務者研究会六月上旬出石町、○産業販売幹旋、○肥料購入統制、○仲介幹旋（『但馬人』第二七号 一九三三年四月三〇日）。

室埴村と小坂村 更に県では、経済的に行き詰まった村を経済更生指定村に指定して、県の指導のもとで
の経済更生事業 村の自力経済更生を図った。出石地域では、小坂村が指定村となったことが確認される。

室埴村は指定村となったかどうか未詳であるが、熱心に更生事業に取り組んでいる。

室埴村は、一九三三年（昭和八）に経済更生計画を樹立し、それを各種団体並びに委員を通し一般村民に呼びかけて徹底を図り、また各部落に更生計画を樹立させて特別の指導を行なった。

これらの指導の中心となったのが、県から派遣されていた技術員川見鉄雄であった。川見は、県の支持の

もと村政の実質的な中心となつて経済更生事業を切り回した（足立美好談、足立は食料増産事業の実績が認められて、川見の拔擢ぼつぱくで若くして和屋の部落農会長となる）。

一九三八年（昭和一三）度の「室埴村事務報告」によると、一九三八年段階の室埴村では、円満な村治と明朗な村の建設及び経済更生事業の徹底などあらゆる事務事業を一般村民に周知させるため、毎月一回村幹部月例会を行なつていた。これは毎月一七日を定例日と定め、村内各区长・部落農会長・産業組合長・村青年団長・婦人会長・三小学校長が集合し、各種団体提出の協議問題や村役場及び村農会提出の問題について研究協議を遂げるものである。

この幹部月例会終了後、毎月二〇日を期し村内一八部落が一斉に部落月例会を開催し、幹部月例会の内容を一般部落民に周知徹底させ、合わせて各々の部落における諸般の事項を取りまとめるなど、部落レベルのすべての問題を処理することになつていた。部落月例会は、家庭の延長の密接不離の会合としてとらえられ、出席率はいずれの部落においても九〇パーセント以上であることが目標とされていた。

このような組織を生かしつつ一九三八年（昭和一三）段階の室埴村では、経済更生の基礎となる次のような農業発展策を実施していた。

第一に、農産物共同販売の幹旋あつせんである。産業組合で販売組織をつくり農業倉庫を利用した。

第二に、肥料や飼料及び種子や種苗の共同購入幹旋である。肥料や飼料は、産業組合が共同購入の幹旋をなし一般農家に配給するほか、村の技術員が作物別配合設計を樹立し組合が配合して配給した。

第三に、米・麦の品種改良である。県農事試験場から米（農条穂・八反五号・農林六号・農林八号・朝日・白糯米しろもち）

などの品種)、麦(八石・赤神力・新中長などの品種)共に優良品種の配布を受け、各部落農会に採種田を經營させ、採種田担当者の厳密な管理により、採種した種子は部落農会種子貯蔵庫に共同貯蔵をし、次の春の播種前に塩水選をなし一般農家に配布した。採種田設置に対し村農会より設置奨励金を交付するほか、県奨励品種普及奨励のため交換種子量に対し奨励金を交付した。また、産米生産改良のため収穫前に産米改良協議会を開催し、改良方法を一般に実行させたり、技術員・産米生産検査員と産業組合が協力して部落講話などをし、産米改良の指導を行なった。そのほかに、一升米品評会と産米受検品評会などを開催し指導を行なった。

第四に、肥料の改良である。自給肥料増産の目的で畜牛増産の奨励をなし頭数の増加に努める一方で、木灰採取週間・山草刈り取り週間等を設定するなかで印刷物を配布し極力実行させるほか、蓮華草の青刈り・大豆の蒔付けを行なわせた。また金肥の合理的施用を行なうべく、数年前から室植村駐在の県技術員の設計に基づき室植村信用組合が、単肥を購入しそれを配合して配合肥料(糞肥料)をつくり、一般農民に使用させた。『但馬人』第三七号(一九三四年「昭和九」二月二八日)によると、室植村信用組合は農家の経済更生の一端として肥料配合所を計画し、設立費約二七〇〇円(内約二〇〇円は県の補助)で完成し、一九三四年三月早々から事業を始めることになっているとある。

第五に、畜牛の奨励である。室植村の畜牛頭数の増加に主力を注ぎ、村農会では毎年度新規購入に対して購入助成金を交付し、年々十数頭の増加を図っている。また、資質向上を図るため犢牛(子牛のこと)品評会を開催し、相互の畜牛改良に努めた。

第六に、以上でもふれた品評会の開催である。農産物品評会は、室植村青年団産業部並びに青年学校など

第2節 農業恐慌と農村の経済更生

表 82 室埴村の産米と畜牛

項目 年	産 米		畜 牛
	数 量	価 格	
1926年 (昭和元)	未 詳 ^石	未 詳 ^円	未 詳 ^頭
1927	未 詳	未 詳	未 詳
1928	5,592	155,522	188
1929	5,690	160,362	178
1930	5,844	99,915	182
1931	5,539	95,118	193
1932	未 詳	未 詳	未 詳
1933	6,759	146,706	193
1934	2,451	66,429	197
1935	5,595	163,812	199
1936	5,865	176,456	207
1937	5,366	177,078	未 詳
1938	6,073	201,991	262
1939	5,093	207,648	270
1940	6,025	261,585	241
1941	4,838	未 詳	未 詳

備考 数字は、各年『兵庫県統計書』による。

で開催し、技術員が審査に従事して指導した。犢牛品評会は、室埴・小坂・神美の三村農会連合で実施し、犢牛の資質向上と優良牛の増加に努めた。

これら室埴村の農業改善事業の成果を産米と畜牛を例に推定すると、産米は一九二八年(昭和三)から一九三一年(昭和六)までの四か年平均が五六六・

二五石に対し、一九三三年(昭和八)より一九四一年(昭和一六)までの八か年平均(但し、室戸台風の被害の甚だしい一九三四年を除外)は五七〇・一・七五石であるので、一九三七年(昭和一二)から日中戦争が全面化していくにもかかわらず産米は微増し、畜牛も毎年数頭ずつ増加していることが分かる(表82参照)。

既に、「小坂村の村内調和への努力」の項で述べたように、小坂村では小坂信用販売購買利用組合の不良貸し付けに端を発した村財政の行き詰まりが原因で、一九三二年七月から一年以上も村長が決まらない状態が続いた後、県から村長職務管掌に派遣されていた岩城俊雄が村長に就任し、村の財政再建を図ることになった。

一九三四年(昭和九)四月一二日、小坂村自力更生委員会が村役場で開かれた。小坂村は、一九三四年度に県から指示された農山漁村経済更生樹立町村の一つであり、委員岩城村長ほか二一名はその実行具体案を協

議した(『但馬人』第三九号 一九三四年四月三〇日)。

小坂村の経済更生への動きの詳細は今のところ分らないが、各部落農会ごとに毎月定期的な会合があり、そこで村からの伝達事項が一般農民に伝えられ、各自苦しいときであったからその指示に従い懸命に経済更生のための事業に取り組んだという(箱山勝談)。

室戸台風の一 一九三四年(昭和九)九月二一日の室戸台風は、関西地方に

被害と復旧 大暴風雨をもたらし、但馬地方にも経済更生に苦しむ農村に甚大な被害を与えた。

県の調査によると、出石郡では台風前の九月二〇日現在では四万二二三八石の収穫が予想されたにもかかわらず、台風の被害を考慮した一〇月末の収穫予想は二万九二五五石と三一パーセントも減少した。これは美方郡の四五パーセント、城崎郡の四一パーセントに次いで減少割合が多い。

農地の被害もひどく、一部落ほとんど全滅のところもあり、被害の甚だしい地区では今後たとえ巨額の経費を投じて復旧しても採算がとれぬから荒廃したままとして耕地を放棄し、住民は他に適当な地を選出し移住するほうがよいという耕地放棄論さえ一部に台頭するような状況であった。

台風直後の県の但馬復旧方針は、政府から特別の補助を受けて復旧に努める一方で、開墾助成法に基づく移住開墾の助成に努力することであった。

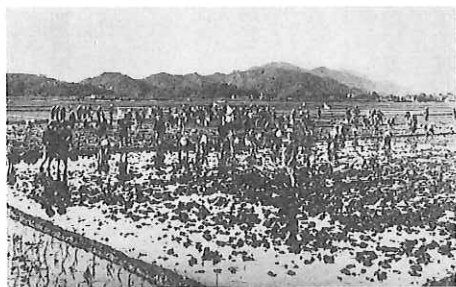


写真 214 大谷部落農会共同作業実習の風景(昭和初期)

河川改修計画を確立しなければ復旧事業ができない土地を除いた部分に関しては、一九三四年（昭和九）より五年をかけて復旧しようとするもので、耕地の面積及び復旧費は一七〇〇町歩・約四五〇万七〇〇〇円、水路復旧費二九万五〇〇〇円、道路（農路）復旧費一五万五〇〇〇円、井堰復旧費二〇万円、工事にとりまう人件費二〇万三〇〇〇円の合計約五二六万二〇〇〇円であり、経費は国・県及び地元のもの三者が負担するといふものであったが、総経費の五割ないし七割は国庫補助にたよる計画であった。このほか、河川改修計画確立のうえで復旧に着手するものが、田二八八町歩・復旧費一二四万二〇〇〇円、畑一五町歩・復旧費七万四〇〇〇円、通路一〇六八間・復旧費三〇〇〇円、水路一二〇〇間・復旧費一万七〇〇〇円、その他井堰一四八か所・復旧費二万円の合計約一三五万七〇〇〇円である。

一〇月二四日、美方郡を除く城崎・出石・養父・朝来四郡の代表者は、耕地復旧に関し豊岡町役場で全但耕地復旧懇談会を開催した。出席者は二〇〇余名で、県からは野呂課長が臨席した。復旧に関する諸般協議の上で、次のような要望を全但耕地復旧懇談会の名で決議した。

一、県は河川の根本的改良計画を樹立する事（但馬地方は、平坦地少なく河川は何れも急流多きを以て、之れが復旧に当りては改良を含み特に護岸防水工事の堅牢を期し、再びかゝる災害を繰り返さざる様計画し速かに着手せられたきこと。

一、耕地の復旧計画を樹立する事

④用水路・堰堤・農道は耕地の生命線なるを以て、之れが復旧は特に速かに着手せられたき事

⑤耕地復旧は、三ヶ年計画の下に年次を定め出来得る限り早急完成を期する様指導せられたき事

一、耕地に関する土木復旧工事は、工費額の多少にかかわらず最高の補助金を交付せられたき事
一、鉄道線路に改良を加ふる事

(国内鉄道と河川の關係は、丁字型をなせるもの多きため、出水の場合常に上下共耕地の被害甚大なるを以て適當にこれが改良を施されたき事)

一、被害地復旧資金に関する件

(復旧資金は、国および県において全額を交付せられたき事)

一、雪害復旧補助に関する要望

雪害に対しては曩なまに町村長は、一般被害者に対し相当補助金交付を条件としてこれが復旧施工を熱心慇懃しんしんし、従来夫々それぞこれにに応じて着工し今やその大部分は既に竣工しゅんこうを告ぐるに至れり、然るに今に到るも該補助金交付されず、この際これが実現を期し現時懇懃(因)ばいせる罹災民りさいの救済に万全を致されることを、以上要望決議す(但馬人)第四六号 一九三四年〔昭和九〕一月三〇日。

共有林野 明治維新後の一八七四年(明治七)太政官布告第一二〇号「地所名称區別改正法」によって、すの分割 べての土地が官有地と民有地の二種に大別されることになり、これまで地盤所有の意識が明確

でなかった入会林野は強制的に官有地か民有地に区分された。この官民有区分により官有地に編入されなかつた村持林野は民有地とされ、利益はもとより管理処分についても村(旧村)が権限を有していた。村は入会林野の主体としての地位を藩制時代に引き続いて占めるようになったのである。一八八九年(明治二二)町村制が施行されて町村合併が行なわれ、入会林野支配の主体であった従来の村は新しい行政単位としての町村

のもとに統合され姿を消すが、部落あるいは大字として住民の生活共同体の単位となつて存続し、旧村持林野の多くが部落有林野として継続することになった。

しかし、内務省は部落有林野を新しい市町村有に統一する方針をとつていく。これは、国政遂行機関としての単位である町村を強化するためには町村財政の確立が不可欠であり、それには日露戦争後の地方財政の窮乏化に対処するため町村の基本財産造成を目指し、部落有林野を町村有に移管統一して造林することが必須であるとされた。更に移管統一のもう一つのねらいは、町村強化の障害となっている部落(旧村)の割拠主義を排除することにあつた。つまり、部落割拠の経済的基礎をなすものが部落有林野であると考えられたからである。

この内務省の方針に対して、農商務省にも資源政策の見地から同調する空気が醸成されていった。日露戦争後の一九〇九年(明治四二)、政府は公有林野の調査を各府県に照会し、一九一〇年三月農商務省は公有林野造林奨励規則を制定した。同年四月に開催された地方長官会議において、小松原農商務大臣が公有林野整理について訓示を行ない、一〇月農商務・内務両次官から「公有林野整理開発ニ関スル件」(林第四九二七号)という通牒(つうはつ)が発せられ、これを根拠にして本格的に部落有林野統一事業が開始された。統一は「部落より経営能力の一層強大であるところの市町村に林野の所有権を移す」ことであり、常に無償無条件を目標として指導された(中野英俊著『林野法の研究』)。

出石地域の共有林野は、旧藩時代から農民の燃料や肥料の採集地として重視され、神美村と小坂村、出石町と室植村と小坂村のように区域内に山のない部落を含んで二村から三村にまたがっていたので、まず各部

落に分割する作業がなされた。

神美村の袴狭砥石場は、一九〇三年（明治三六）に神美村の袴狭・坪井・田多地・安良と小坂村の伊豆・福居・嶋に分割され、宮内字久保谷は、一九一六年（大正五）に神美村の宮内と小坂村の水上に分割された（『神美村誌』）。

神美村袴狭字萱ヶ谷（四一町五反三畝二〇歩）はもと袴狭村外五か村有であり、田の肥料にする草や薪及び糶とろ攪り用の田た臼うすをつくる土などを採集する場として関係村民の生活に欠かせない共有林であった。元来各部落ごとにだいたい利用区分は取り決めてあったものの、それがあいまいであったため度々紛争が起き、山の管理責任が不明確で山も荒れがちであった（瀬藤博・加藤武・山本増雄・松本伊右衛門・中西丈夫談）。

そこで県の勸奨もあり、一九三五年（昭和一〇）協定書に基づき実測をし分割の許可を得た。その面積は、神美村の袴狭一六町六反一畝一四歩・田多地二町九反二畝一三歩・安良二町二反二畝一歩・小坂村の伊豆八町三反八畝二九歩・福居四町八反二六歩・嶋六町五反七畝二七歩である。しかし、分筆登記は実施されなかった。これは、袴狭部落が将来において袴狭の同意なしに山林が勝手に処分されるかもしれないことを嫌ったためであった（瀬藤・加藤・山本・松本談、『神美村誌』）。

出石町・室埴村・小坂村の共有林野は、一九一九年（大正八）段階で出石町谷山（字蔵王谷）、室埴村中村（字長坂・榎見）・同村上村（字カラツキ・マナド）・同村奥山（字南尾・榛谷・宮下など）などに合計面積一一一〇・〇九一一町にのぼり、その多くは雑木林であった。管理は出石町外二箇村組合が行ない、管理者は出石郡長が兼ねていた。共有地区名は、出石町が寺町分・谷山分・出石町分・弘原町分・谷山町・材木町・伊木町・入佐町・魚屋町・東条町・内町・八木町・本町・宵田町・田結庄町・小人町・柳町・川原町・松枝町・馬場

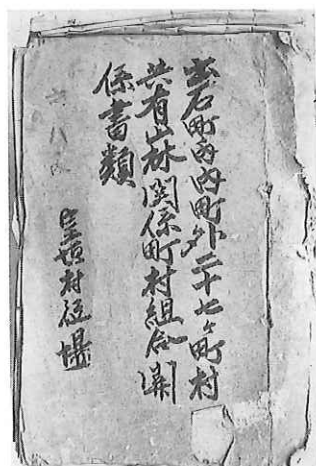


写真 215 『内町外27ヶ町村共有山林関係書類』

町・鉄砲町で、小坂村が水上村・長砂村、室埴村が鍛冶屋村・福住村・上村・中村・奥山村であった。

出石町外二箇村組合山林の分割処分は、一九〇九年（明治四二）には問題となることが確認される。おそらく、日露戦争後以来の内務省の方針に基づき県↓郡長のルートで助言され管理組合でも検討されたのであろう。分割処分案の決定は難航したが、一九二二年（大

正一〇）郡制が廃止され、一九二三年（大正一二）には全国町村長大会で地方費負担を削減するために郡役所の廃止が決議されるなど、出石郡長を管理者とする組合共有山林の組織の基本にさえ動揺が迫ってきた。

そのなかで一九二三年八月九日、共有山林管理者の出石郡長松村昇提出の組合有山林を関係町村へ分割処分する案が組合会で可決された。一月二二日、組合会は分割処分の件は兵庫県知事と出石郡長に無条件委任することを決議する。出石郡長は、翌年三月一二日山林の整理方針について知事の承認を得て管理組合に裁定案を提示した。しかし、関係町村で裁定案の合意を得るには更に時間がかかった。裁定案の一部を修正し兵庫県知事の許可を得たうえで、一九二八年（昭和三）五月二一日組合は裁定案を可決した。この案を室埴村会は五月二六日可決しており、出石町や小坂村でも同様の手続きが取られたと思われる。こうして一九二九年七月に共有林は三か町村に分割され、一月二二七日、組合は知事から解散の許可を得て解散した（出石町外二箇村山林組合『組合会会議録』、室埴村役場『出石町ノ内内町外二十七ヶ町村共有山林関係町村組合関係書類』）。



写真 216 日華事変勃発 (『大阪毎日新聞』1937年〔昭和12〕7月9日付)

第三節 戦時体制の進展

齋藤隆夫と 一九三五年(昭和一〇)支那駐屯軍・関東軍は華北分離工作を推進し、冀東防共自治政府を發翼賛選挙 足させた。これに対し中国では民族的危機感が高まっていった。こうしたなかで一九三七年

(昭和一二)七月七日、北京郊外の盧溝橋で日中兩軍が衝突し、日中戦争は全面化していった。日中戦争が長期化し、国民の生活の困難が深まるにつれ不安・不満が増大すると、戦争遂行のために国民を更に積極的に

戦争に協力させることが大きな課題となった。一九四〇年(昭和一五)、近衛文麿が一國一党をめざす新体制運動を起こすと軍部はそれを歓迎し、政友会・民政党などの政党も先を争って解党して新党参加の姿勢を示し、一〇月に大政翼賛会が結成された。これは首相を総裁、道府県知事を支部長とし、部落会・町内会を下部組織とする上意下達の官僚的全国組織であった。また、労働組合は大日本産業報国会、婦人会は大日本婦人会などに統合され、大政翼賛会へ組み入れられた。このように、国民生活や社会活動の自由が狭まり画一化されていくなかで、一九四一年(昭和一六)二月八日、英・米などとの間で太平洋戦争



写真 217 太平洋戦争勃発（『大阪毎日新聞』〈夕刊〉1941年〔昭和16〕12月9日付）

が開始された。

選挙に対する官僚主導の統制運動の原型は、一九三五年（昭和一〇）五月から一九三六年にかけて行なわれた選挙粛正運動にみるこができる。岡田啓介内閣は、選挙粛正委員会に基づき、知事を会長とする委員会を各道府県に設け、選挙粛正中央連盟（会長斎藤実前首相）と共同して一九三五年秋の地方選挙と一九三六年二月の総選挙では壮年団・青年団・

帝国在郷軍人会などを動員し、部落会・町内会を利用するなどして運動を推進した。

出石郡においても、一九三五年七月一日県主催で選挙粛正協議会の郡部会が出石町の弘道小学校講堂で開催された。各町村長はじめ学校長・各教化団体長・町村会議員・区長・里長ら約一五〇名が出席した。県の香山事務官から選挙粛正の主旨及び兵庫県の実施要項の大綱について説明があり、西村神美村長を座長に推して協議と質疑応答がなされ、粛正運動の実施要項は県当局の実行案のまま実行することに決定した。閉会后町村長会を開き、各町村の選挙粛正に関する町村民大会を次の日割りで実施することになった。八月一四日小坂村・一五日子室植村・一六日神美村・一七日合橋村・一八日



写真 218 西村政雄神美村長



写真 219 2・26事件 (『神戸新聞』夕刊) 1936年〔昭和11〕3月1日付)

高橋村・一九日資母村・二〇日出石町(『但馬人』第五四号 一九三五年七月三〇日)。しかし、秋の県議選では齋藤隆夫支持者の正木定(民政党)が従来どおり当選し、民政党の地盤の強さを示したように、既成政党の選挙地盤に変化を及ぼすことはなかった。

齋藤は一九三五年(昭和一〇)の第六七議会で、国費の大部分は軍事費に使用されて地方の開発・農村の救済・国民生活の保障がなされておらず、地方の富は続々として中央都市に吸収せられ、軍事費で大部分の商工業者は利益を得ているが、多数の国民の窮状は少しも救われないと、軍備拡張予算にともなう農村を中心とした国内経済の矛盾を公然と追求した。また、一九三六年(昭和一一)二・二六事件後の第六九特別議会で齋藤は、二・二六事件の原因を論じ軍部当局の態度を公然と批判した。こうして、齋藤隆夫は軍部から自由主義的とマークされる代議士の代表的な一人となっていく。一九四〇年(昭和一五)二月二日齋藤は第七五

議会で、日中戦争の目的や見通しが極めてあいまいであるなどと政府の中国政策を公然と批判し、軍部の圧力により三月七日衆議院議員を除名された。これは、いわゆる齋藤隆夫の反軍演説として有名な演説である。

第七五議会の齋藤の演説が軍部大臣らにより問題にされると、齋藤を支持する旧青年党関係者の周辺には軍部横暴という声が密かに次々と入ってきた(正木談)。そこで二月一六日正木は、「トウチホウソノゴノジョウセイ、イゼンセンセイ

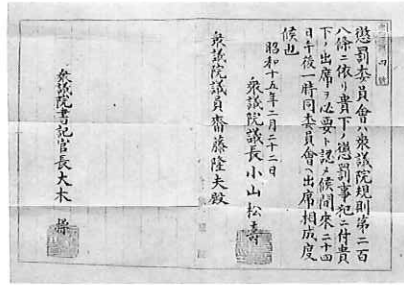


写真 220 懲罰委員会からの召喚状
(東京都 齋藤義道氏蔵)

ニタイシフカクリカイス、ゴアンシントゴケンザイライノル」と齋藤に電報を打った(正木家文書)。

除名後の最初の総選挙が、一九四二年(昭和一七)四月三〇日に行なわれることになった。齋藤は「万が一にも敗れるようなことがあったら余は心身共に没落するであろう、此の没落は家族一同の没落ばかりでなく、長年後援してくれた同志の没落であるから其の責任は極めて重大であつて、身を賭して、戦はねばならぬと覚悟し」て決死の覚悟で選挙に臨んだ(「回顧七十年」)。陸軍大将東条英機が首相である東条内閣は、太平洋戦争が開始されると言論・出版・集会・結社等臨時取締法を制定して、政治・社会活動に厳しい統制を加え、憲兵・警察による取り締まりを強化した。この選挙に際しても内閣は候補者推薦を行ない、非推薦候補、とりわけ自由主義者に対しては激しい選挙干渉が加えられた。

齋藤は非推薦候補の中でも除名問題の演説から特に注目され、政府は官権を使い、あるいは大政翼賛会・在郷軍人会・警防団などの組織を通して、英・米依存自由主義者、反軍思想、反戦思想などと齋藤を批判し、種々な圧迫を加えた(『齋藤隆夫』)。

総選挙後、厳しい言論統制下に置かれている当時の新聞は、この選挙に際し齋藤陣営に大きな混乱が生じた。たと次のように報道している。

「同氏(齋藤隆夫)の立候補に際し、多年氏を中心にして結ばれてきた同志が遂に三派に分裂したことに徴

しても、氏周囲の事情が如何に微妙であつたかが推知出来るのである。

当時齋藤氏に対し立候補を断念(つマ)したいとするのが同志全員の一致した意見であつたのである。しかし、氏が万難を排して起つといふ悲壯な決意を率直に披瀝(ひれき)するに及んで同志は遂に三派に分裂(マ)した。即ち氏が同志の勧告を斥け飽迄立候補するならば、已むなくこの際袂を別ち独自の行動を執るといつたのがその一であり、氏が飽迄立候補するといへば、これに支援を与へぬが他の応援もせぬといふ中立的立場をとつたのがその二であり、立候補を決意されてゐるならば理非は別として今期だけは氏に殉じて積極的応援をなし、氏の政治生活を完う(まう)ささうといふのがその三であつた」(『神戸新聞』一九四二年〔昭和一七〕五月六日)。

齋藤の事実上の選挙事務長をつとめた正木定(当時出石郡選出の県議)によると、他郡の県議を含めた従来の齋藤派の幹部の中にも齋藤支援をあきらめる者が出るなかで、警察は正木に齋藤の応援をやめるように指導した。正木の同志中にも次の県議選での干渉を考え齋藤支援をやめる者が出、その割合は七対三ぐらいで応援中止の考えを示すものが多かつたという。また、選挙演説会で齋藤たちが演説を始めると、臨席の警官はすぐに「弁士注意」と警告し、ほどなく中止命令が出るなど、ほとんどともに演説会ができなかつた。

しかし、官憲の抑圧が直接及ぶ齋藤派幹部の動揺や選挙運動での干渉によつても齋藤の地盤は揺るがなかつた。官憲が演説会で干渉すればするほど選挙民の官憲への反感が高まり、齋藤への同情が集まつた。丹波の佐治の演説会では、演説への目にあまる警察官の干渉の後、演説会が終わつて齋藤が街頭へ出ると、聴衆がバンザイ、バンザイ、バンザイと齋藤を迎えるようなことも起きた。軍部の横暴に一身の利害を考えずに



写真 221 齋藤隆夫、除名後の最初の選挙結果（『神戸新聞』1942年〔昭和17〕5月2日付）

信念をもって立ち向かっていく齋藤の姿に多くの人々が感銘し、支持が集まっていったのである（正木談）。

選挙の結果、兵庫県第五区（美方・城崎・出石・養父・朝来の但馬五郡と氷上・多紀の丹波二郡で定員三人）では、齋藤隆夫は一万九七五三票を得てトップ当選を果たした。二位が佐々井一晁（非推薦、国家主義団体系の大日本党）一万二二六八票、三位が木崎為之（推薦）一万二〇六六票

で、次点は若宮貞夫（非推薦、旧政友会）一万一二九〇票であった。

戦争と国民動員

民動員

盧溝橋事件以後の中日戦争の全面化から更に太平洋戦争へと時が過ぎ去るなかで、政府は戦争に向けて国内の総力を結集させようとし、個人の自由は大きく制約され国民生活は窮乏していく。一九三八年（昭和一三）に成立した国家総動員法によって、政府は議会の承認なしに人や物資を「資源」として統制運用することができるようになり、賃金統制令・国民徴用令・価格統制令などを次々に発令し、軍需の確保と民需の制限を図った。

国民の負担の中で最大のもは徴兵であった。徴兵自体は明治以来の制度



写真 222 出征兵士を送る（出石駅にて）



写真 223 第1回出石町町民体育大会

であるが、戦争の激化にともない徴兵される割合や戦地での犠牲者が飛躍的に増大したのである。盧溝橋事件以来の出石地域の戦没者の数は、出石町(二三六名)、神美村(小野谷九三名、未帰還者一名)、小坂村(二二一名)、室埴村(二五三名)であった。

徴兵に次ぐ負担は労務徴用であった。徴兵されなかった比較的健康な青壮年男子にはほぼ徴用令状が来た。彼らは、徴用工員として遠方の軍需工場で劣悪な労働条件で働かされた。神美村では徴用者数の累計が二一八名に達している。徴兵と徴用により、出石地域のような農村部の青壮年男子の労働力は極度に減少し、農業のみならず商工業も含めて産業は衰退していった。

出石町では銃後奉公会がつくられ、戦死した兵士の遺家族や出征兵士の留守家族に精神的な支援を与える活動を行なった。また、一九四一年(昭和一六)一月に銃後奉公会の主催で、第一回出石町町民体育大会が開かれている。奉公会の成立経過や年月日は今のところ不明であるが、一九四一年三月三日と一九四二年二月二日の町会で、町から奉公会へ二四〇〇円の補助金交付の可決が確認されるので、遅くとも奉公会は太平洋戦争開戦の年には創設されていた。補助金の額も出石町の諸団体中最も多く、一九四二年(昭和一七)を例にとると二位の出石窯業販売購買組合(四〇〇〇円)、三位の出石町在郷軍人分会(三六〇円)などを大きく離していることから銃後奉公会の活動が重視されており、軍人遺・留守家族の問題が深刻化して

いることが窺われる。

神美村銃後奉公会の設立時期も不明であるが会則は判明している。会長は村長が兼任し神美村役場に事務所を置き、会員は神美村に在住する世帯主で村税戸数割を負担するものであった。事業内容は、兵役義務心の昂揚、隣保相扶の義務心の振作、兵役義務服行の準備、現役兵又は応召軍人若しくは傷痕軍人並びにその遺族・家族の援護、招魂祭、軍事援護思想の普及徹底などであり、「銃後奉公会会則」宮内区有文書、出石町銃後奉公会の会則も類似したものであろう。

一九四三年（昭和一八）二月一八日、出石郡町村長会二月例会において、北但事務所管内の銃後奉公会連合会設置に関する申し合わせがなされており（『神戸新聞』一九四三年二月一九日付）、奉公会は出石町・神美村のみならず但馬の他の町村にも設置されていたことが分かる。

出石町銃後奉公会は、一九四三年四月二三日からの軍人援護強調週間中の行事として、二四日永楽館に町内軍人遺家族・応召出動家族を招待して慰安観劇会を企画した（『神戸新聞』一九四三年四月二三日付）。

翌一九四四年（昭和一九）の出石町の軍人援護強化運動においても銃後奉公会が中心となった。計画された行事は、

〔第一日〕 県社諸杉神社において午前九時より「大東亜戦争必勝並に皇軍の武運長久祈願」を執行し、町内各種団体長、国民学校・女学校生徒、町民は各区町内会長を先頭に全町民参拝する。



写真 224 軍人遺家族慰安観劇会

〔第二日〕町銃後奉公会役員会開催及び各町民は戦没者墓地の清掃。

〔第三日〕「各区奉公会職員」^(ママ)は婦人会役員と共に区内軍人遺家族を訪問し、供物料を供し墓参をなし慰問する。

〔第四日〕各区婦人会員・女子青年団員は区出身の将兵に対し慰問文を書き、町でまとめたものを町奉公会より発送する(『神戸新聞』一九四四年四月二六日付)。

同年八月一四日、町銃後奉公会は町仏教会の奉仕を得て、町内軍人遺家族を四地区に分ち各宗寺院住職が経をあげに回り、奉公会委員及び婦人会班長が供養の品を贈呈し、出征家庭には同時に慰問品料も贈った。

また、徴用とは別に勤労報国隊が町村または諸団体により結成され、軍需産業に増産のため派遣された。

出石地域で史料上最も早く確認されるのは小坂村の勤労報国隊で、男一五名(一九四二年〔昭和一七〕一二月一日)・女七名(同年二月二〇日)が日本毛織加印工場へ送り出された(一九四二年「小坂村事務報告」)。神美村農村勤労報国隊(三七名)も小坂村と同じころに結成されたい。福岡県の筑豊炭田で就業し、途中病気で帰還した二名以外の三五名は四二日間の任務を終え、一九四三年一月二二日故郷に帰った(『神戸新聞』一九四三年一月二五日付)。

出石郡生活必需品商業組合は、一月二二日出石町公会堂で豊岡職業指導所長・出石警察署長臨席のもと、勤労報国隊の結成式を行なった。隊員は、第一小隊・第二小隊合わせて八三名であった。この第一小隊員のうち二〇余名は、福岡県の三井炭鉱の採炭作業に六月上旬まで五〇日間従事した。室埴村でも青年団員の一行一二名が、勤労報国隊として二月一九日九州の炭鉱に向け四〇日間働く予定で出発した(『神戸新聞』一九四

三年一月二十六日、同年二月二日、同年六月八日付）。

このほか、判明する範囲では出石町のファイバー靴製造業者が組合長以下約二〇名明延鉦山に勤労報国隊として行っている。このメンバーは、二〇～五〇歳ぐらいまで種々の構成であった。勤労報国隊に行く理由には、当人の自発的意志や当局の指導もあるが、徴用を命ぜられると長い場合二～三年にもなることがあり、生活の基礎を脅かされる徴用を避けるという要素もあったたであろう（五歩一作治談）。

女子の場合、当初は勤労報国隊に入ることもあったが、一九四三年（昭和一八）九月二一日の閣議決定により、満二五歳未満の女子を居住地で女子勤労挺身隊に組織することが決定し、女子は一年間の動員が義務付けられ、翌年更に一年延長された。

出石町でも、女子挺身隊として日高町の神戸製鋼へ溶接作業などに出動した（五歩一談）。

政府は一九四二年（昭和一七）二月二日、愛国婦人会・大日本国防婦人会（陸軍省支援）・大日本連合婦人会（文部省支援）などの各種婦人団体を統合し、「高度国防国家建設の要請に即応する婦人体制」を確立するため、大日本婦人会を結成した。戦時下の婦人会の主な仕事は、出征軍人の見送りや遺家族慰問、市・町・村葬など地元の公葬への参列や貯蓄の奨励等であった。小坂村では、同年七月九日午前に国民学校で従来の愛国婦人会・国防婦人会その他各種婦人団体の解散式後、大日本婦人会小坂村



写真 225 国防婦人会（諸杉神社にて）

支部の発会式を挙行することになった。また、例年の養蚕婦人会大会をも共催し、午後は地方巡業の演芸団により日ごろの勞をなぐさめる計画であった(『神戸新聞』一九四二年七月六日付)。

出石町は従来から出石町婦人会のみが町から補助を受けており、一九四一・四二年(昭和一六・一七)段階でも同様である(『町会会議録』)。おそらく、出石町婦人会が大日本婦人会出石町支部に

なったのであろう。『神美村誌』に一九二三年(大正二二)に小野区婦人会が、一九四二年には神美国防婦人会が結成されたとあるが、一九四二年は国防婦人会支部などを統一した大日本婦人会神美村支部結成の誤りであらう。

大日本婦人会の出石郡支部もつくられ、各町村の支部はそこに統合された。一九四三年(昭和一八)七月六日郡支部は、町村支部長並びに事務主任会を開き、午前中は決戦生活体制確立貯蓄増強、勤労報国隊の結成などの件につき協議し、午後は出石郵便局長から決戦下における婦人の貯蓄に関する講演を聴いた(『神戸新聞』一九四三年七月一〇日付)などの活動が確認される。

出石町に翼賛壮年団が結成されていることも確認できる。出石町翼賛壮年団は、一九四二年一月一六日に結成された大日本翼賛壮年団(翼壯)の町村組織であり、翼壯は大政翼賛会の外郭団体である。翼賛会が既成の行政組織を軸に形成されたのに対し、翼壯は大政翼賛運動の実践部隊となることを目的に形成され、中央指導部は二一歳以上の有志青壮年による同志組織であることを強調していた。出石町翼賛壮年団は、出石郡



写真 226 大日本婦人会小坂村支部発会式(『神戸新聞』1942年〔昭和17〕7月6日付)

の運営指定団となっていた。一九四三年二月二五日夜総務会を開き、一九四三年度より機構整備と団活動の課題設置に関する諸般の打ち合わせを行ない、臨時の勤労奉仕として、二七日午前七時団員の非常招集を行ない、人員点呼、団長訓示の後、出石川畔はもとで砂利揚げ作業を行ない町内道路の補正を実施することに決定した(『神戸新聞』一九四三年二月二七日)。このほか、出石鉄道の復旧作業にも従事している(『出石鉄道撤収』)。

一九四五年(昭和二〇)になると本土空襲の激化や米軍の日本への上陸など本土決戦の可能性が高まるなかで、三月二三日の閣議で国民義勇隊を組織し、重要物資の輸送や作戦軍の後方業務に当たらせることが決定した。都道府県に地方本部(本部長は地方長官)を、更にもとに市区町村隊を置き、病弱者以外の六五歳以下の男子、四五歳以下の女子が隊員となることになった。五月三〇日に翼賛壮年団が、また六月一三日には大政翼賛会・大日本婦人会・大日本産業報国会が解散され国民義勇隊に統合された。六月二三日国民義勇戦闘隊もつくられ、本土決戦に向けて兵役制が適用されることになった。七月二五日出石郡の翼賛壮年団は、出石町の諸杉神社社頭において郡名誉団長・郡団長以下各町村団長が参列し解散式を行なった。出石郡で国民義勇戦闘隊の組織が一応整うのは敗戦の直前である。『神戸新聞』(一九四五年八月一日)によると、出石郡連合国民義勇隊は既に各町村隊長会議を招集し、県本部の指示に基づき活動運営の方針を定めた。各町村長は義勇兵役法に基づいて戦闘隊編成も終わった。一七日から出石郡特警隊の指導協力により、各町村隊幹部(小隊長以上)を郡東部と西部の二か所に召集して隊指揮の訓練を行なう予定であった。

神美村を例に国民義勇隊の構成をみると、男子隊一六〇六五歳(八二八名)・女子隊一六〇四五歳(四九一名)合計一三一九名で、隊長・平尾達治郎(在永)村長、副隊長・関岡在郷軍人分会長、松岡警防団長(旧消防団長)、

幕僚・水島勝之助、平尾鹿多、西村理が村の隊中央幹部であった。神美村部隊は四個中隊からなり、一個中隊は四部落小隊の編成であった(『神美村誌』)。

供出と配給

一九四二年(昭和一七)二月二一日、東条内閣は太平洋戦争下に深刻化した食糧危機に対応するため食糧管理法を公布した。これにより、生産農民及び小作料を取得する地主は規定の自家保有米(家族用)を除いて主要食糧(米・麦類・雑穀・甘藷・じゃが芋)を政府に売り渡さなければならなくなった。米の出荷数量は政府が決定し、市町村長が各農家に供出割り当てを行ない、その目標を達成するように各農家が供出するというものであった。戦争の激化で肥料と人手不足に悩む農家にとり、供出割り当ての達成はなかなか困難なことであった。『神美村誌』によると、神美村の供出割り当て数量は一九四四年(昭和一九)には一万二石という最高の数字を示し、郡↓村↓農家とおりてくる供出割り当ての会議も至難を極めたという。



写真 227 米の通帳制実施
 (『朝日新聞』1941年〔昭和16〕4月1日付)

府を通さずに農民から直接購入する闇が横行した。言論統制が厳しい当時の新聞でさえ、大政翼賛会出石郡支部第三回協力会議の内容を報道するなかで、次のように供出・配給の矛盾と闇の問題を公然と示している。

「室埴村の黒田純一氏は、物資配給機構は生産価格と消費者の支払価格にあまりの開きを生じ、生産者の増産創意を阻害し、消費者は高き価格に苦しむの現状にあり、宜しく配給の機構に再検討を加へもつて政府の低物価政策に添ふ可くあらしめたと要望するや、各議員いづれも配給の中間機構の手数料が実に高額なることを唱へてこれに共鳴し」た。協力会議においては、「配給機構の再検討を要望し、闇取引の撲滅には全智全能を傾注し進まねばならぬこと」などが最も強調された(『神戸新聞』一九四三年〔昭和一八〕一月二四日付)。

以下、『神戸新聞』(一九四三年一月一五)により、出石郡の供出で唯一様相が分かる一九四三年の状況を示す。一九四三年一月一二日、出石町公会堂で政府買入れ米穀出石郡協議会が開催された。主催者は兵庫県食糧課員・北但事務所長・同経済課長・出石警察署長・同経済保安係部長・県農会技師・産業組合連合会・豊岡米穀検査所長・郡町村長会長・郡農会長・同係員で、郡内各町村長・農会産業組合員など約四〇名が出席した。協議の結果、兵庫県の展開しようとしている「食糧戦必勝運動」に全面的に協力することとして次の段取りが決まった。

(一)各町村と県の供出協議会を開催すること(一月一八日資母村・高橋村・合橋村、一九日神美村・小坂村、二〇日室埴村・出石町)。

(二)一月二〇日までに各町村の部落農業団体ごとに適切な割り当てをなすこと。

(三)右と同時に総割り当て数量を政府買入れ割り当て数量以上に達するよう実収高及び自家用保有米穀数量の厳正を期すこと。



写真 228 強制供出で吊り鐘を出す (西宗寺)

四二一日より三〇日までを食糧供出報国運動実施期間とし、各町村において左の事項を実施すること。

- ①各町村常会・部落常会・隣保常会を開催し趣旨の徹底を図ること。
- ②各部落団体は運動実施期間中に各神前における祈誓行事を行なうこと。
- ③各協力団体は期間内に立看板を利用し標語による宣伝に努めること。

(五)各農家の割り当ては一月三〇日限りとする。

国の米穀供出割り当て以上に供出しようと各町村常会・部落常会・隣保常会などを利用して、個別農家に割り当て供出を徹底しようとしている供出制度の厳しさが理解される。

金属供出も供出の一つの柱である。政府は、国内の日用器などに使われている金属類を回収し再利用する方針をたて、一九四一年(昭和一六)八月三〇日金属回収令を出し、更に翌年五月一二日には同法令による強制譲渡命令を発動し、国内から金属を回収した。『神美村誌』によると、一九四二年三月下旬に出石郡で最初の自発的供出作業が行なわれ、各戸から二貫(約七・五キログラム)以上が責任数量となった。次いで一〇月上旬に強制供出が実施された。これにより鉄瓶・ウス錫・宣徳火鉢ひばち・茶卓・やかんや、各寺院の鐘、学校の二宮尊徳像・シャンデリヤ・真鍮パイプしんちゆう二階教室の窓とびら・扉の把手・帽子掛けの金具・ストープ(高学年の教室)などが供出された。

出石郡の寺院の鐘は特別な名鐘を除いて、各町村役場からの命令で集められ出石町役場前の広場に並べられた。寺院の花立て・ろうそく立て、火鉢・水供器具・五具足・三具足などの小物は、和尚おしょうが出石郡仏教連合会長であった願成寺に集められ、それに応じた黒い陶器の小物と交換された(済かづ・済秀道五歩一作治談)。

一九四四年(昭和一九)一〇月には、貴金属である白金回収も実施が企画された。一〇月一日から末日まで町内会・部落会を動員し、二五日までに常会を開催、隣保ごとに代表の手で一袋に一括回収したものを町内会・部落会長を経て市町村に差し出し、市町村はもよりの銀行または信託会社に持参して買い上げの取り次ぎを依頼することになっており、但馬では一〇月一二・一三日に豊岡町の全但銀行に巡回買い上げ場所が設置される予定であった(『神戸新聞』一九四四年九月二八日付)。

同年末から翌一九四五年(昭和二〇)初頭にかけて、銀の回収運動も展開された。「出石町の銀回収運動は(二月)二十五日まで延期の上、町民に対し徹底的の供出を要望」した。しかし、北但地方事務所管内における供出目標量二四〇貫約〇・九トンに対し、第一次回収量は一〇四貫三五一匁もん約〇・三九トンと全国回収平均率にも達しなかった。そこで再び回収運動を一月中に実施し、各町村に対し住民に強力な勧奨と趣旨の徹底を図ることで供出目標突破を目指すことになった(『神戸新聞』一九四四年二月二七日、一九四五年一月一五日)。

食糧の配給も戦時中の大きな問題であった。一九四一年(昭和一六)四月か



写真 229 古銭の回収

ら主食(米)が配給制となり、一日で成人男子一人当たり二合三勺(三四五グラム)を基準とし、重労働者には四〇五〜六〇〇グラムが配給されていた。しかし、一九四三年(昭和一八)になると雑穀などの主食代替えによる総合配給制となり、米のかわりにじゃがいも・小麦・満州産の大豆・さつまいも・豆かす(脱脂大豆)などが主食として配給された。肉・魚・野菜・調味料・乳製品なども、相次いで配給制となった。国民は飢えに悩まされ、日本内地の一人当たりのカロリー消費量は、一九三一(昭和六)〜四〇年(昭和一五)を一〇〇として一九四二年(昭和一七)一〇二、一九四三年八七、一九四四年八六、一九四五年六六と低下した(『太平洋戦争』)。

節約と国

日本の国家財政のなかで直接軍事費の割合は、満州事変勃発以前には二七〜二八パーセント台であったが、満州事変が始まった一九三一年(昭和六)には三一・二パーセントとなり、その後

しだいに増加して日華事変前年の一九三六年(昭和一一)には四七・八パーセントに達していた。日中戦争が全面化すると、この割合は一挙に増大し、一九四四年(昭和一九)には八五・三パーセントになった。その間にインフレが進み、一九四五年の物価は一九三四(昭和九)〜三六年の平均物価の三・五倍にもなった(『太平洋戦争』)。

政府は、軍事費の増大にともなうインフレによる国内経済の混乱を防ぐため、支出した金を貯金として直ちに回収しようとし節約と貯金を強く奨励した。

一九四二年(昭和一七)の初めになると出石町は町民に左のような回覧板を配布し、入営(陸軍)・入団(海軍)に際する節約・節約を呼びかけた。

(一) 国家の代表である軍人の送り迎えは必ず一人以上精神的にやりましょう。

(二)その筋の厳命ですから物資の節約上祝の飲食^(不明)□旗、礼状はやめましょう。

(三)交通上付き添いや送り迎えの乗車はやめましょう。

六月の出石町常会でも貯蓄報告が協議されている(『神戸新聞』一九四二年二月一七日、同年六月一〇日付)。また、室埴村が一月二八日の村会に室埴村国民貯蓄組合奨励規定を提出した(『室埴村会会議録』)ように、貯蓄は貯蓄組合などの組織を利用して行政当局の指導のもとに実施されたい。一九四四年(昭和一九)一二月に大日本婦人会出石郡支部が県支部と共催で、小坂村支部の必勝国民貯蓄組合の状況と事務の査察を行なった(『神戸新聞』一九四四年一月二七日付)記事から、小坂村では婦人会中心の貯蓄組合があったことが分かる。

国防献金もたびたび集められた。一九四三年(昭和一八)三月一五・一六日の二日間、出石町の少壮実業家一五名で組織している厚生会は、建艦献金募集の芸演大会を開いた。会員総員が手弁当で献身的に尽力したので、五〇三円余りの金額を出石警察署を通じ建艦献金として提出した。六月一九・二〇日の両日、出石町青年黎明会は、在郷軍人分会・銃後奉公会・婦人会など諸団体後援の下に永楽館劇場で米英撃滅素人演芸大会を開催し、入場料を軍用機献納・町忠霊塔建設資金に充てることにした。一九四四年(昭和一九)六月には、但馬・丹波地方の献金でつくられた一七機の海軍機の命名式が香住町の香住国民学校で開催されることになった。そのうちの二機、艦上戦闘機愛国第二四四二号が出石



写真 230 出石町青年黎明会が素人演芸で資金募集
(『神戸新聞』1943年〔昭和18〕6月19日付)



写真 231 金属の代用品としての出石焼
 (『神戸新聞』1942年〔昭和17〕6月10日付)

町民号であった(『神戸新聞』一九四三年三月二〇日、同年六月一九日、一九四四年六月一〇日付)。以上の例以外に国防献金は、ほとんど毎月のように種々の名目で隣保を単位として集められた(角岡鶴一談)。

戦時下の出石

盧溝橋事件以来、

焼と杞柳製品

た。重要戦略物資である金属類の不足も兵器の生産などに深刻な問題となってきた。そこ

で政府は、金属回収令により国内から金属を回収し(先述の「供出と配給」参照)、次いで金属の代用品としての陶磁器が注目されるようになり、出石焼にも影響が及んできた。

『神戸新聞』(一九四二年〔昭和一七〕六月一〇日)は、出石町の武田製陶所(所主武田好弘)が、従来の鉄あるいは鉛製パイプ・ロストル・ポンプの部分品を、土を原料とした特殊化学用陶磁製品としてつくることに成功し、国内各地方の重工業会社と取り引きを始めていることを報じた。また、翌年五月には武田が鉄製ストップバルブの代用品となる陶磁製品の作成に成功したことが報じられた。

これらの代用品が実際に際し金属にどの程度代わり得るのかは今のところ史料的に確認できないが、金属不足の折から当局は、在来の高級陶磁器の製造に没頭する傾向のある出石町の業界を金属代用品の生産に転換させようと試みた。一九四三年(昭和一八)一月一八日、兵庫県神戸工業試験場(平原場



写真 232 磁器製手榴弾
(武田好弘氏蔵)

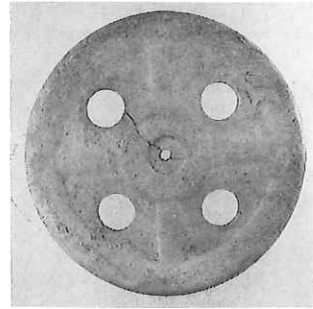


写真 233 磁器製振り輪
(矢島龍一氏蔵)

振興方策に関する件、②金属類回収と陶磁製代替品に関する件、報告事項は耐熱陶磁器素地の研究報告などであった。また、日本陶磁器工業組合連合会専務理事出石於菟屈が陶磁器製品の配給に関する改変について説明した。場内には、陶磁器製代用品試作品数十点が参考として展示されていた(『神戸新聞』一九四三年一月一九日付)。

しかし、出石の製陶業の中心は金属の食器類などに代わる日用雑器であった(上田稔談)。一九四四年(昭和一九)六月になると、出石の製陶業界は出石町出身の相田鉦太郎の斡旋(あつせん)で舞鶴海軍部へ軍用食器を納入することとなり、「町内陶器製造家は一様にこれが製造に従」うよう計画ができたとの報道があるように、海軍への納入は実施された(上田談)。

出石町の杞柳(きりゅう)工業は、表73(五七〇頁)に見られるように昭和恐慌のなかで生産額を最も大きく減じていった。一九三七年(昭和一二)日中戦争が全面化していくと、軍隊用の需要が増して多少は景気が回復したが十

長)は、代用品協会と共催で県振興課及び商工課の後援の下に、出石町公会堂で陶磁器代用品懇談会を開催した。会には出石の製陶業者・職工及び原石採掘業者の出席が求められた。当日の懇談事項は、①陶磁器製代用品

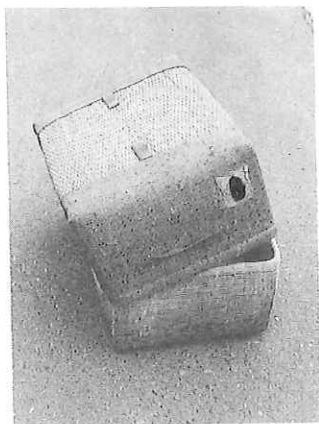


写真 235 軍用行李

産者から高い自由価格で材料を集めてくることも仕事のひとつで
しなくなり、独自に生
産者から高い自由価格で材料を集めてくることも仕事のひとつで
あった(永井談)。
一九四三年(昭和一八)になると、出石町で軍用飯行李めいごうりの製造
が始まった。これは、アルミニウムの弁当箱の代用品として金
属節約の面と、前線の兵士に食料を飛行機で運び空中から投下
する場合の安全の面から使用されたのである。町当局は、製造

分でなく、ファイバー靴かばんの製作への転向も行なわれた(永井高一談)。
太平洋戦争が始まると、戦時の物資や人員の統制の一環として、一
九四二年(昭和一七)一〇月二三日但馬にある既存の杞柳産業関係の
工業組合を解散し、但馬杞柳工業組合が創設された。組合員は、豊
岡町を中心に付近村部・出石町・日高町・八鹿町方面で二千数百名
にのぼり、生産・販売の強力な一元化を目指すことになった(『神戸
新聞』一九四二年一〇月二日)。本部は豊岡町にあり、出石町の事務
所は八木町の郵便局の西辺りで、永井高一がその責任者であった。
但馬の杞柳生産組織は一元化されたものの、実際は戦争が激化して
いくと物資不足のなかで公の統制価格では原材料がスムーズに入荷



写真 234 但馬杞柳工業組合の創設
(『神戸新聞』1942年〔昭和17〕10月22日付)

を町内の製造業者のみならず一般町民にも各区長の手を経て割り当てた。しかし、町内の青壮年は徴兵・徴用・勤労報国隊などで町外へ出てしまっていることが多く、製造は素人の家庭婦人・老人が、わずかに残った職人から一〜二日程度の指導を受けたのみで行なったため、不良品も出て十分な能率が上がらなかった。終戦が近づくとつれて杞柳工業は衰退していった（『神戸新聞』一九四四年「昭和一九」二月一日、同年七月六日、一九四五年一月三日付、永井談）。神美村でも一般の人々が各部落ごとに職人から指導を受け、各部落ごとの割当量をこなした（『神美村誌』）。

出石鉄道 出石鉄道の営業成績は必ずしも良くなかった（第一節の「経営難の出石鉄道」が、出石焼・絹織物・の撤取 杞柳製品などの工業製品、米・麦・甘藷・馬鈴薯・豆類・木材・木炭などの農林産物や牛の出

石地域からの移出や、肥料その他生活必需物資の移入に大きな役割を果たしていた。断片的な史料しか残っていないが、その後も出石町は出石鉄道に一九三六年（昭和一一）と一九三九年（昭和一四）にそれぞれ二五〇〇円の補助を与えているのが確認できる（『出石町会議録』）。また、国からの補助も継続した（角岡談）。鉄道は、一九三四年（昭和九）九月二日の風水害で円山川鉄橋（鶴岡橋）の橋脚が破損流出し約二年後に復旧したが、一九四二年（昭和一七）九月に再び風水害を受けまたしても流出した（『出石鉄道の五十年』）。

流出後、出石地域の乗客はバスで豊岡駅まで行き山陰本線を利用してしたが、一〇月一日出石鉄道は出石駅―鶴岡橋、鶴岡橋―江原までの営業を折り返し運転を再開した。江原駅発の時間は、七時二五分・一〇時二五分・一二時四〇分・一六時二〇分・一八時一六分・一九時五〇分まで日に六回の運行である。角岡鶴一によると、これにより旅客輸送にはそれほど困難を感じなかったが、肝心の貨物輸送は荷の積み替えが川を挟

んで大変なため停滞したままであった。

戦争で物資・人夫いずれも不足しているため、軍の協力があっても鉄橋の復旧工事は一年を経過しても完成しなかった。出石町翼賛壮年団は、農繁期に入り工事人夫が集まらず工事が進展しない状況を憂い、一〇月一九日から二八日まで毎日団員が一〇名ずつ奉仕作業を行なった（『神戸新聞』一九四三年〔昭和一八〕一〇月二十九日付）。この結果、一月によく開通した。

ところが一月二四日になると、鉄道総局長官から出石鉄道の営業休止命令が出た。これは、軍がセレベス島の鉱山開発に使うため南方に鉄道を移転するためであるという。一九日に出石鉄道の重役たちは陳情先の東京から帰ると、同夜町公会堂で町の有力者と区長の参集を求め、経過を報告し善後処置の相談を行なった。二〇日は早朝から出石郡村長の臨時会議を開き、存続へ向け郡民の与論を集めて直ちに成田兵庫県知事に実情を陳情することになった。委員には郡の町村長全員と正木県議、町民代表として武田勝蔵が選ばれ、上京中の知事に会うため直ちに東京へ出発した（『神戸新聞』一九四三年二月二四日付）。こうして、出石鉄道撤収問題は当初から出石郡全体の問題として展開していった。

出石郡の全町村長は、上京し関係機関や要人に存続の陳情をする一方で、郡民大会を出石町で開いて存続の与論を集めた。また、出石町を中心に存続運動の委員一〇余名も選ばれ、町民大会も数度開かれた（『神



写真 236 出石町翼賛壮年団、鉄道復旧工事に奉仕（『神戸新聞』1943年〔昭和18〕10月29日付）

戸新聞』一九四四年〔昭和一九〕二月五日付、正木定談）。

しかし、数千名の署名を集めた陳情運動にもかかわらず、東条内閣は閣議決定事項であることを理由に要望を容れず、最後には国家総動員法違反として強権を発動するとの威嚇をして運動を屈服させた。こうして一九四四年五月出石鉄道は、鉄道業務の休止と撤収を施行され、軍に供出となった（「出石鉄道の五十年」）。

かつて舞鶴海軍施設部員として一九四二年（昭和一七）三月から一九四四年（昭和一九）六月まで在勤した向井重陽（当時海軍主計大尉・戦後三菱銀行副頭取）は、その当時の模様を次のように語っている。

出石鉄道のレールをセレス島のニッケル鉱山の開発用に欲しいと海軍大臣よりの指示があつて、買い上げ交渉のために出石へ出張し

たことがある。現地の見解は、「出石鉄道は、米や薪炭などを出荷する地元経済の生命線である。山中や芦原など温泉観光地のローカル線の撤去が先だ。女も子供も枕木にしがみついて外させない」という強硬なもので、住民の必死の陳情に自分も大いに共鳴するところがあった。その旨海軍大臣へ上申し、一時レール撤去の話は取り止めとなった。地元喜びようは大変なものであった。このことで出石町から招待を受け、二回目の出張をした。その時は、舞鶴海軍施設部長の松永氏と同道した。山陰線を利用して江原駅で下車し、自動車で出石町の町外れの木橋のところまで来ると、両側に町長以下大勢の人達が並んで万歳



写真 237 撤収時の記念撮影

表 83 出石鉄道経過年表

西曆	年号	記 事
一九一八	大正 七	七月二〇日、軽便鉄道敷設免許申請書を内閣総理大臣に提出。
一九	八	六月二七日、右免許あり。一二月、出石鉄道株式会社創立總會開催。
二〇	九	一二月二〇日、出石―江原間敷設権認可あり。同月二七日、会社設立登記完了。
二一	一〇	一月、工事着工。尼崎、中島組。
二三	一二	工事中断。
二九	昭和 四	工事再開。七月二〇日、竣工式挙行。同月二日より運転開始。開通祝賀会(三日間)。
三四	九	九月二一日、室戸台風のため円山川鶴岡鉄橋流失。
三六	一一	六月二五日、橋梁復旧し全線開通。
三八	一三	江原自動車を買収。
四二	一七	九月、台風のため再び円山川鶴岡鉄橋流失。
四三	一八	一二月、橋梁復旧し全線開通。一二月四日、国家総動員法による営業休止命令が発せられる。
四四	一九	五月、砂利採取用徵用線(江原―鶴岡間)を除き線路施設撤収。
四五	二〇	終戦後、徵用線も廃止となり撤去される。
四九	二四	五月、増資し乗り合い及び貨物自動車営業を継続。
五二	二七	三月一〇日、全但交通株式会社に営業権譲渡。
六六	四一	一月三〇日、株主總會開催、解散決議。
六九	四四	九月一〇日、株主總會開催、清算完了。
七〇	四五	七月二〇日、会社廃止認可。

三唱をして出迎えてくれた。土産に出石焼と下駄げたをもらって帰った。

その後の事情は前述したように、東条内閣の威嚇によって撤去を余儀なくされたわけであるが、向井重陽によると取り外したレールは、大阪埠頭ふしづまで運んでおいたまま終戦になってしまったようである。かくも存続を願う郡民の熱意を押し切り、強行された鉄道撤去の末路がもしそうであるならば、地元住民の憤激はいかばかりであったか、察するに余りあるものがある。

学童疎開の受け入れ

太平洋戦争の戦局悪化に対応するため、一九四四年（昭和一九）六月三〇日東条内閣は、国民学校（旧小学校）初等科児童の疎開を促進する学童疎開促進要綱を閣議決定した。この内容は、

疎開都市として東京都区部・横浜・川崎・横須賀・大阪・神戸・尼崎・名古屋・福岡県下五都市を指定し、初等科三年以上の縁故疎開を奨奨し、縁故のない者は集団疎開をすることであった。

神戸市の長楽国民学校（旧長楽小学校）は一九四四年一〇月、二六九名が出石町へ集団疎開した。出石町での宿舎は、男子が福成寺・勝林寺・願成寺で、女子が経王寺・本高寺・出石高女の寄宿舎であり、後に昌念寺も女子の宿舎となった。

各宿舎ごとに引率の先生のほかに、寮母が三〜四人いて児童の食事の用意・食器洗いや洗濯せんたくを行なった。

福成寺で寮母をしていた高品キョエによると、人手が足りず、じゃが芋は皮をむく時間の余裕がなく洗って皮のついたまま煮たという。食糧は出石町役場の荒井孝一が疎開係主任として米の配給のほか、副食物を近隣の村々から集め各宿舎に配分する手配をした。『神美村誌』によると、神美村では長楽校の児童の副食物（主として野菜）調達を次のように行なった。三宅区は神美村役場に、小野区は宮内・袴狭は直接部落に、両小

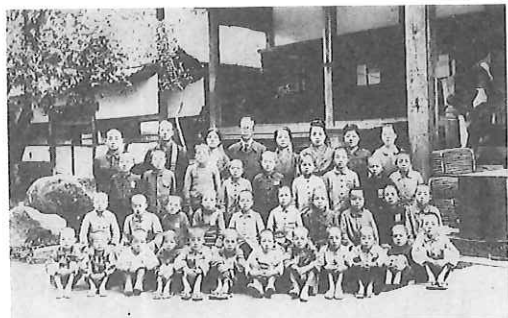


写真 238 疎開児童記念撮影 (福成寺・楠 眞證氏提供)

野は小野国民学校に集荷し、児童が交代で引き取りに来た。また、月別に部落別に三〇貫以上の集荷のほか、柿^{かき}や甘藷^{かんしょ}(二戸三個以上)、正月用糯米^{もちこめ}(二戸平均一合五勺の実績)などの慰問品を集めた。

戦時中のことで児童の食糧は不足しがちであり、米の配給が少ないため飯の中に芋やカボチャ・大根を入れたり雑炊にして食べることが普通であった。児童は常に腹をすかしていた。桑の実を食べ、みんな唇を紫色にして帰ってくることもあった。願成寺では、和尚が子供たちに荷車を引かせて近隣の村々の檀家^{だんか}へ托鉢^{たくはつ}に出て食糧を集め多少の足しとすることもあった。

また、宿舎となった寺院の境内から出るときは先生に引率された団体行動であり、疎開児童が異った宿舎を訪れたり出石の児童の家を訪れるなどして、出石の町を歩きまわることにはなかった。授業は弘道国民学校(旧小学校)の校舎を弘道校の児童と交代で利用して行なった。風呂は、先生に引率され珠湯(木町)や鶴湯(田結庄)という出石町に二軒あった銭湯を利用した。風呂への往復の間に、町の人から個人的にお菓子をもらった子もいる。また、祭りでは出石の児童と一緒に子供だんじりを担いだ。

疎開児童に関し特に大きな問題(病気)もなかったが、熱を出したとき寮母は寝ずに氷を取り換えたりすることもあった。一番困ったのは虱^{しらみ}が発生し、肌着を度々熱湯消毒したことであった。疥癬^{かいせん}にもよくかかって

第3節 戦時体制の進展

いた。児童は神戸の親を恋しがりその上空腹も加わってあまり元気がなく、本を読んだり日なたぼっこをしていることが多かった。しかし、親の面会は町別に一回程度あったのみであった。そこで各宿舎ごとに誕生会などとして演芸会を行ない淋しさを慰めていた。

敗戦後の一九四五年（昭和二〇）一〇月二十九日、但馬地方の疎開児童たちは臨時列車で神戸に帰っていった（『神戸新聞』一九四五年一〇月二十八日付）。その後現在に至るまで、疎開先の寺や寮母と児童の何人かとの間で交際が続いている（特に注記のない部分は、願成寺の濟かつ・濟秀道・高品キョエ談）。